

川崎市版 児童発達支援 ガイドライン

令和6年9月策定

川崎市健康福祉局

障害保健福祉部 障害者施設指導課

はじめに

児童発達支援は、平成24年4月1日施行の児童福祉法（昭和22年法律第164号、以下「法」という）改正による障害児施設・事業の一元化により、主に就学前の障害のあるこどもを対象に発達支援を提供するものとして位置付けられました。平成30年4月には、法改正当初から事業を運営し始めている事業者は6年間の期間が満了し、初めて指定更新の時期を迎えました。この間、利用する子どもの人数、費用及び事業所の数が大幅に増加する一方で、支援の質に関する課題が繰り返し叫ばれ、こうした現状を踏まえて事業をとりまく体制も変化を続けてきました。令和3年に「障害児通所支援の在り方に関する検討会」が開催され、制度改正等も視野に議論され、同年10月には報告書がとりまとめられました。同報告書でとりまとめられた内容については、社会保障審議会障害者部会においても議論がなされ、令和3年12月に「障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 中間整理」において、今後の障害児通所支援における検討の方向性が示されました。同中間整理において示された内容を踏まえ、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な役割を担う機関であることの明確化や、児童発達支援における「福祉型」と「医療型」の一元化等、法改正が必要な事項について、令和4年の通常国会に児童福祉法の改正法案が提出され、同年6月に成立、令和6年4月に施行されました。運営基準の遵守、監査の強化、さらには指定基準の見直しなど、年々制度は厳格化しております。

全ての子どもの最善の利益を保証し健全な育成を図るために、川崎市内の全ての事業所が、法律、条例、各種通知等に沿った質の高いサービスを提供する必要があります。

しかし、上記のような変遷を以てしてもなお、川崎市における事故や苦情、及び不適切な対応等についての通報等は後を絶たず、同じ市内の事業所の中でも支援の質に開きが出ているのが現実です。

そこで今回、国ガイドラインを適宜参照・引用しながら、川崎市の実情等を踏まえた「川崎市版児童発達支援ガイドライン」を策定しました。

川崎市版も国ガイドラインと同様に、支援の基本的事項を示したものです。

各事業所におかれましては、支援の現場で悩んだ時、立ち止まった時、又はミーティングや研修を実施する時などに、支援の質の向上を図るための材料としてお役立ていただけたら幸いです。

○本書は、令和6年9月時点の内容で編集しています。

○全体の構造は、第1部としてこども家庭庁発出のガイドラインを原文のまま掲載しております。第2部としてこども家庭庁のガイドラインを抜粋し、川崎市の解釈を掲載しております。抜粋していない部分については、こども家庭庁のガイドラインをそのまま使用してください。

目次

第 1 部	こども家庭庁発出の児童発達支援ガイドライン・・・・・・・・・・	1
別添 1	個別支援計画の記載のポイント・・・・・・・・・・	5 6
別添 2	障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ及び様式	6 2
別添 3	児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き	7 5
第 2 部	こども家庭庁発出のガイドラインにおける川崎市の解釈について	8 3

第 1 部 こども家庭庁発出の児童発達支援ガイドライン

児童発達支援ガイドライン

（令和 6 年 7 月）

第1章 総論

1. ガイドラインの目的

- (1) この「児童発達支援ガイドライン」は、児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所（以下単に「事業所等」という。）における児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるものである。
- (2) 各事業所等は、本ガイドラインにおいて示される障害児支援の基本理念や支援の内容等に係る基本的な事項等を踏まえ、こども本人やその家族、地域の実情に応じて創意工夫を図り、その機能及び質の向上を図らなければならない。
- (3) 各事業所等は、本ガイドラインの内容を踏まえながら、こども施策の基本理念等にのっとり、特別な支援や配慮を要するこどもであるか否かにかかわらず、権利行使の主体であるこども自身が、身体的・精神的・社会的に幸せな状態にあることを指すウェルビーイング¹を主体的に実現していく視点を持ってこどもとその家族に関わらなければならない。

2. こども施策全体の基本理念

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

¹ 「ウェルビーイング」は、身体的・精神的・社会的（バイオサイコソーシャル）に幸せな状態にあることを指す。また、ウェルビーイングは、包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など生涯にわたる持続的な幸福を含む。（「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」より引用）

＜こども施策の基本理念＞

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
 - － 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
 - － 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
 - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
 - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
 - － こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
 - － 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

また、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 1 条においても、こどもの権利条約の精神にのっとり、こどもが家族や社会の支えを受けながら自立した個人として自己を確立していく「主体」として尊重されなければならないこと、第 2 条では、社会全体がこどもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるべきことが規定されている。

特に、こどもの最善の利益の考慮については、こどもの権利条約及び障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）において、以下のとおり規定されている。

＜こどもの権利条約＞

- 自己の意見を形成する能力のある児童がその児童に影響を及ぼすすべての事項について自由に自己の意見を表明する権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に考慮されるものとする（第 12 条）。
- 精神的又は身体的な障害を有する児童が、その尊厳を確保し、自立を促進し及び社会への積極的な参加を容易にする条件の下で十分かつ相応な生活を享受すべきであることを認める（第 23 条の 1）。
- 障害を有する児童が特別の養護についての権利を有することを認めるものとし、利用可能な手段の下で、申込みに応じた、かつ、当該児童の状況及び父母又は当該児童を養護している他の者の事情に適した援助を、これを受ける資格を有する児童及びこのような児童の養護について責任を有する者に与えることを奨励し、かつ、確保する（第 23 条の 2）。

＜障害者の権利に関する条約＞

- 障害のある児童が他の児童との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を完全に共有することを確保するための全ての必要な措置を取ることとされ、措置にあたっては、児童の最善の利益が主として考慮され、自己に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する権利並びにこの権利を実現するための障害及び年齢に適した支援を提供される権利を有している（第 7 条）。

障害児支援に携わる者は、障害のあるこどもも含め、全てのこどもに関わるこども施策の基本理念をしっかりと理解した上で、こども施策全体の中での連続性を意識し、障害のあるこどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

また、乳幼児期については、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたるウェルビーイングの向上を図ることを目的として、全ての人で共有したい理念と基本的な考え方を示し、社会全体の認識共有を図りつつ、政府全体の取組を推進する羅針盤として、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下「はじめの100か月の育ちビジョン」という。）が、令和5年12月に閣議決定されており、「はじめの100か月の育ちビジョン」の内容も十分に理解し、障害の有無にかかわらず全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障する視点を持ち、こどもや家族の支援に当たっていくことが重要である。

支援に当たる上では、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが意見を表明する権利の主体であることを認識し、こどもが意見を表明する機会が確保され、年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう、取組を進めていくことが必要である。その際には、言語化された意見だけではなく、こどもの障害の特性や発達程度をよく理解した上で、その特性や発達程度に応じたコミュニケーション手段により、例えば、目の

動きや顔の向き、声の出し方といった細やかな変化や行動を踏まえ、様々な形で発せられる思いや願いについて、丁寧にくみ取っていくことが重要である。

3. 障害児支援の基本理念

障害児支援に携わる者は、2. の全てのこどもに関わるこども施策の基本理念に加え、障害のあるこどもの育ちと個別のニーズを共に保障するため、次の基本理念を理解した上で、こどもや家族への支援、関係機関や地域との連携に当たっていくことが重要である。

(1) 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供

こどもの発達全般や障害の特性・行動の特性等を理解し、こどもの発達及び生活の連続性に配慮し、こどもの今の育ちの充実を図る観点と将来の社会参加を促進する観点から、こどものウェルビーイングの向上につながるよう、必要な発達支援を提供することが必要である。

また、障害の特性による二次障害を予防する観点も重要であることから、こどもの特性に合わない環境や不適切な働きかけにより二次障害が生じる場合があることを理解した上で支援を提供するとともに、こどもの支援に当たっては、こども自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(2) 合理的配慮の提供

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別（「合理的配慮」の不提供を含む。）の禁止等が定められている。

障害のあるこどもの支援に当たっては、こども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮の提供が求められる。このため、事業所等は、障害のあるこどもや保護者と対話を重ね、物理的な環境や意思疎通、ルールや慣行など、何が障害のあるこどもの活動を制限する社会的なバリアとなっているのか、また、それを取り除くために必要な対応はどのようなものがあるか、などについて検討していくことが重要である。

(3) 家族支援の提供

こどもは、家族やその家庭生活から大きな影響を受ける。家族がこどもの障害を含め、そのこども本人のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面する。様々な出来事や情報で揺れ動く家族を、ライフステージを通じて、しっかりとサポートすることにより、こどもの「育ち」や「暮らし」が安定し、こども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

家族の支援に当たっても、こどもの支援と同様、家族のウェルビーイングの向上につながるよう取り組んでいくことが必要であり、家族自身が内在的に持つ力を発揮できるよう、エンパワメントを前提とした支援をすることが重要である。

(4) 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進

全ての国民が障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあい、理解しあいながら共に生きていく共生社会の実現に向けては、障害の有無にかかわらず、子どもたちが様々な遊びなどの機会を通じて共に過ごし、学びあい、成長していくことが重要である。このため、事業所等は、障害児支援だけでなく、こども施策全体の中での連続性を意識し、こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を持ちながら、こどもや家族の意向も踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園等の一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援や、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組を進めていくことが求められる。

(5) 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供

こどもの現在、そして将来の豊かな育ちを保障していくためには、こどもと家族を中心に据えて、包括的なアセスメント・支援を行うことが必要であり、各事業所や各関係機関それぞれが、非連続な「点」として独自に支援を行うのではなく、子育て支援施策全体の連続性の中で、地域で相互に関係しあい連携しながら「面」で支えていく必要がある。

こどものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、社会的養護、就労支援等の関係機関や障害当事者団体を含む関係者が連携を図り、切れ目のない貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

第2章 児童発達支援の全体像

1. 定義

児童福祉法において、「児童発達支援」及び「児童発達支援センター」は、以下のように規定されている。

<児童福祉法>

- 児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の内閣府令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援を供与し、又はこれに併せて児童発達支援センターにおいて治療・・・を行うことをいう。（第6条の2の2第2項）。
- 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする（第43条）。

2. 役割

(1) 児童発達支援の役割

児童発達支援は、大別すると、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地

域連携」からなる。

事業所等は、主に就学前の障害のある子ども又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援（本人支援）を行うほか、子どもの発達の基盤となる家族への支援（家族支援）を行うことが求められる。また、全ての子どもが共に成長できるよう、障害のある子どもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援（移行支援）を行うほか、子どもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、子どもや家族を包括的に支援（地域支援・地域連携）していくことも求められる。

（２） 児童発達支援センターの中核的役割

児童発達支援を提供する事業所等の中でも、特に児童発達支援センターについては、令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、地域の障害児支援の中核的役割を担う機関として位置づけられたことから、（１）の役割に加えて、地域の関係機関との連携を進め、地域の支援体制の構築を図っていくことが求められる。

地域の関係機関との連携を進めるに当たっては、自治体や、障害福祉、母子保健、医療、子育て支援、教育、社会的養護など、子どもの育ちや家庭の生活に支援に関わるさまざまな分野の関係機関と連携を図ることが重要である。また、地域の支援体制の構築を進めるに当たっては、児童発達支援センターを利用する個々の子どもの支援における課題や成功事例、困難事例等について、地域の協議会や会議の場も活用しながら、地域全体の課題として取り組んでいくことも重要である。

児童発達支援センターが、多様な障害のある子どもや家庭環境等に困難を抱えた子ども等に対し、適切な発達支援を提供するとともに、地域全体の障害児支援の質の底上げを図るなど、地域における障害児支援の中核的な役割を担うためには、次の４つの機能を備えることが必要である。

＜児童発達支援センターの4つの機能＞

ア 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無にかかわらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受入れ先を確保するのが難しいなど、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のあるこどもや家族にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。なお、未就学児に限らず、学齢児にも提供されるべき点に留意すること。

イ 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助機能）

地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

ウ 地域のインクルージョン推進の中核としての機能

保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーションにより、地域の保育所や放課後児童クラブ等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推進したり、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

エ 地域の障害のあるこどもの発達相談の入口としての幅広い相談機能

発達支援の入口として、幅広い相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等、「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に幅広い相談に対応していく機能。

なお、これらの4つの機能の具体的な内容や発揮の手法については、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

3. 児童発達支援の原則

（１） 児童発達支援の目標

乳幼児期は、障害の有無にかかわらず、こどもの生涯にわたる人間形成にとって極めて重要

な時期である。そのため、児童発達支援は、安全で安心して過ごすことができる居場所の提供により、こどもが充実した毎日を過ごし、望ましい未来を作り出し、生涯にわたるウェルビーイングを実現していく力の基礎を培うことが重要であることから、以下を目標として支援を提供していくことが必要である。

① アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実

安定したアタッチメント²（愛着）を形成していくことや、将来のこどもの発達・成長の姿を見通しながら、日常生活や社会生活を円滑に営めるよう、障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じ、様々な遊びや多様な体験活動の機会を提供することを通じて、こどもの自尊心や主体性を育てつつ、発達上のニーズに合わせて、こどもの育ちの充実を図ること。

② 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定

こどもの家族の意向を受け止め、こどもと家族の安定した関係に配慮し、きょうだいを含めた家族をトータルに支援していくことを通じて、こどもの暮らしや育ちを支えること。

③ こどもと地域のつながりの実現

こどもや家族の意向を踏まえながら、保育所、認定こども園、幼稚園等との併行利用や移行を推進していくとともに、地域との交流を図るなど、地域において全てのこどもが共に成長できるよう支援することを通じて、こどもと地域のつながりを作っていくこと。

④ 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどものライフステージや家庭の状況に応じて、切れ目のない一貫した支援を提供することにより、こどもと家族が包括的に支えられ、地域で安心して暮らすことができる基盤を作っていくこと。

（２） 児童発達支援の方法

児童発達支援の主な対象は、成長が著しく、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な乳幼児時期のこどもであるため、こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等を丁寧に把握し理解した上で、児童発達支援を利用する全てのこどもに総合的な支援を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や障害特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要である。

こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズ等の把握に当たっては、本人支援の５領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要である。

総合的な支援とは、本人支援の５領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、生活

² こどもが怖くて不安なときに、身近なおとな（愛着対象）がそれを受け止め、こどもの心身に寄り添うことで、安心感を与えられる経験の繰り返しを通じて獲得される安心の土台。こどもに自らや社会への基本的な信頼感をもたらす、その基本的な信頼感は、自他の心の理解や共感、健やかな脳や身体を発達を促す。また、安定した愛着は、非認知能力の育ちに影響を与える重要な要素でもあり、生きる力につながっていく。

や遊び等の中で、5領域の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援が行われるものである。

また、特定の領域に重点を置いた支援とは、本人支援の5領域の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、5領域のうち、特定（又は複数）の領域に重点を置いた支援が計画的及び個別・集中的に行われるものであり、一対一による個別支援だけでなく、個々のニーズに応じた配慮がされた上で、小集団等で行われる支援も含まれるものである。

そのため、本人支援の5領域の視点を網羅したアセスメントが行われないことや、5領域のうち特定の領域のみの支援のみを行うなど、本人支援の5領域の視点が網羅されていない状況で支援を提供することは、総合的な支援としては相応しいとは言えないものである。

さらに、こどもは家庭や地域社会における生活を通じて、様々な体験等を積み重ねながら育っていくことが重要である。そのため、「本人支援」に加え、「家族支援」、「移行支援」、「地域支援・地域連携」もあわせて行われることが基本である。

なお、支援の提供に当たっては、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、短期的及び長期的な視点をもって支援をしていくことが必要である。

これらの基本的な考え方を踏まえながら、（１）の児童発達支援の目標を達成するために、児童発達支援に携わる職員は、次の事項に留意して、障害のあるこどもに対し、児童発達支援を提供しなければならない。

- ① 一人一人のこどもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態について、アセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で支援に当たるとともに、こどもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、こどもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② こどもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。特に、3歳未満までのこどもの場合には、健康状態や生活習慣の形成に十分な配慮を行いながら、こどもの心身の発達に即して支援を行うこと。
- ③ 一人一人のこどもの発達や障害の特性について理解し、障害の状態や発達の過程に応じて、個別や集団における活動を通して支援を行うこと。その際、こどもの個人差に十分配慮すること。
- ④ こどもの相互の関係作りや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにしよう援助すること。特に、3歳以上のこどもの場合には、個の成長と、こども同士の協同的な活動が促されるよう配慮しながら支援を行うこと。
- ⑤ こどもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、こどもの主体的な活動やこども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように支援を行うこと。
- ⑥ こどもの成長は、「遊び」を通して促されることから、周囲との関わりを深めたり、表現力を高めたりする「遊び」を通し、職員が適切に関わる中で、豊かな感性や表現する力を養い、創造性を豊かにできるように、具体的な支援を行うこと。
- ⑦ 単に運動機能や検査上に表される知的能力にとどまらず、「育つ上での自信や意欲」、「発話だけに限定されないコミュニケーション能力の向上」、「自由で多様な選択」等も踏まえながら、こどものできることに、得意なこと及び可能性に着目し可能性を拡げることや、苦手なことにも挑戦できる支援を行うこと。
- ⑧ 乳幼児期は、親子関係の形成期にあることを踏まえ、保護者のこどもの障害特性の理解等に配慮するとともに、一人一人の保護者の状況やその意向を理解し、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。
- ⑨ こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上で、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進の観点を常に念頭に置き、こどもと地域のつながりを意識しながら支援を行うこと。
- ⑩ こどもや家族を包括的に支援していくためには、事業所等において、多職種でそれぞれの専門性を発揮し、こどものニーズを多方面から総合的に捉えるとともに、互いに協力しあいながらチームアプローチによる支援を行うこと。また、事業所等内にとどまらず、地域の関係機関や他の事業所等との連携を通じて、こどもや家族を支えていく連携体制を構築すること。

(3) 児童発達支援の環境

児童発達支援を提供する上では、児童発達支援に携わる職員やこども等の人的環境、施設や遊具等の物的環境、さらには自然や社会の事象等の環境を考慮し、支援に当たる必要がある。

事業所等は、こうした人、物、場等の環境が相互に関連しあい、こどもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を整え、工夫して、こどもに対し支援を行わなければならない。

- ① こども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことにより、興味関心を広げ、こどもによる選択ができるよう配慮すること。
- ② こどもの活動が豊かに安全・安心に展開されるよう、事業所等の設備や環境を整えるとともに、事業所等の衛生管理や安全の確保等に努めること。
- ③ こどもが生活する空間は、温かで、親しみやすく、くつろげる場となるようにするとともに、障害の特性を踏まえ、時間や空間を本人にわかりやすく構造化することや、不安な気持ちを落ち着かせる環境を整えるなど、個々のニーズに配慮した環境の中で、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ こどもが人と関わる力を育てていくため、こども自らが周囲のこどもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

(4) 児童発達支援の社会的責任

児童発達支援を提供する事業所等には、次のような社会的責任がある。

- ① 事業所等は、障害の有無にかかわらず、権利行使の主体としてこどもの人権に十分配慮することを徹底するとともに、こども一人ひとりの人格や意見を尊重して児童発達支援を行わなければならない。
- ② 事業所等は、通所するこどもの家族の意向を受け止め、支援に当たるとともに、家族に対し、当該事業所等が行う児童発達支援の内容について適切に説明し、相談や申入れ等に対し適切に対応しなければならない。
- ③ 事業所等は、地域社会との交流や連携を図り、地域社会に、当該事業所等が行う児童発達支援の内容等の情報を適切に発信しなければならない。
- ④ 事業所等は、児童発達支援計画に基づいて提供される支援の内容や役割分担について定期的に点検し、その質の向上が図られるようにするとともに、こどもが安心して支援を受けられるよう、安全管理対策等を講じなければならない。
- ⑤ 事業所等は、通所するこどもやその家族の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

第3章 児童発達支援の提供すべき支援の具体的内容

1. 児童発達支援の提供に当たっての留意事項

児童発達支援に携わる職員は、こどもの育ちの連続性を意識した支援が求められていることから、保育所等との連携及び併行利用や移行に向けた支援を行うために、保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）を理解するとともに、幼稚園教育要領（平成 29 年文部科学省告示第 62 号）、特別支援学校幼稚部教育要領（平成 29 年文部科学省告示第 72 号）及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成 29 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 1 号）についても理解し、支援に当たることが重要である。特に、特別支援学校幼稚部教育要領の「自立活動」は、障害のある幼児がその障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服のための指導について示していることに留意する必要がある。

2. 児童発達支援の内容

【川崎市の解釈 1】（83ページ参照）

児童発達支援は、障害のあるこどもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障害の特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助である。

具体的には、障害のあるこどもの個々のニーズに応じて、「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」を総合的に提供していくものである。

「本人支援」は、5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを行った上で、個々のこどもに応じて、オーダーメイドの支援を提供していくことが重要である。また、「本人支援」の各領域に示すねらい及び支援内容は、こどもが家庭や地域社会における生活を通じ、様々な体験を積み重ねる中で、相互に関連を持ちながら達成に向かうものである。このため、「本人支援」だけでなく、「家族支援」や「移行支援」、「地域支援・地域連携」を通して、育ちの環境を整えていくことが極めて重要である。

さらに、「本人支援」により得られた、障害のあるこどもが健やかに育っていくための方法について、家庭や地域に伝えていくことも重要である。特に児童発達支援センターは、こうした役割を担い、地域における連携・ネットワークの核となり、地域の関係機関との連携や保育所等訪問支援の実施、地域障害児支援体制強化事業・障害児等療育支援事業の実施や地域支援体制の構築のための会議の開催、地域集会等への積極的な参加等を通じて、地域においてこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供する地域づくりを進めていくことが期待される。

（1） 本人支援

「本人支援」は、障害のあるこどもの発達の側面から、心身の健康や生活に関する領域「健康・生活」、運動や感覚に関する領域「運動・感覚」、認知と行動に関する領域「認知・行動」、言語・コミュニケーションの獲得に関する領域「言語・コミュニケーション」、人との関わりに関する領域「人間関係・社会性」の5領域にまとめられるが、これらの領域の支援内容は、お互いに関連して成り立っており、重なる部分もある。そのため、児童発

達支援計画においては、「本人支援」について5つの欄を設けて、個々に異なる支援目標や支援内容を設定する必要はないが、各領域との関連性については必ず記載することとしている。

以下の（ア）から（オ）までに示す各領域における支援内容は、各領域におけるねらいを踏まえて考えられる支援内容を仔細に記載したものであり、実際の支援の場面においては、これらの要素を取り入れながら、こどもの支援ニーズや現在と当面の生活の状況等を踏まえて、こどもの育ち全体に必要な支援内容を組み立てていく必要がある。

また、この「本人支援」の大きな目標は、障害のあるこどもが、将来、日常生活や社会生活を円滑に営めるようにするものである。事業所等で行われる「本人支援」は、家庭や地域社会での生活に活かしていくために行われるものであり、保育所等に引き継がれていくものである。

（ア） 健康・生活

ねらい	・健康状態の維持・改善 ・生活習慣や生活リズムの形成 ・基本的生活スキルの獲得
支援内容	<健康状態の維持・改善> ・健康状態の把握と対応 健康な心と体を育て、健康で安全な生活を作り出すことを支援する。また、こどもの心身の状態をきめ細やかに確認し、平常とは異なった状態を速やかに見つけ出し、必要な対応をすることが重要である。その際、意思表示が困難であるこどもの障害の特性及び発達の過程・特性等に配慮し、小さなサインでも心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行う。 ・リハビリテーションの実施 日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれのこどもが持つ機能をさらに発達させながら、こどもに適した身体的、精神的、社会的支援を行う。 <生活習慣や生活リズムの形成> 睡眠、食事、排泄等の基本的な生活習慣を形成し、健康状態の維持・改善に必要な生活リズムを身につけられるよう支援する。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下の接触機能、姿勢保持、手指の運動機能等の状態に応じた自助具等に関する支援を行う。さらに、衣服の調節、室温の調節や換気、病気の予防や安全への配慮を行う。 <基本的生活スキルの獲得>

	・生活に必要な基本的技能の獲得 こどもが食事、排泄、睡眠、衣類の着脱、身の回りを清潔にすること等の生活に必要な基本的技能を獲得できるよう、生活の場面における環境の工夫を行いながら、こどもの状態に応じて適切な時期に適切な支援をする。 ・構造化等による生活環境の調整 生活の中で、様々な遊びを通した学びが促進されるよう環境を整える。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化する。 ・医療的ケア児への適切なケアの実施 適切に医療的ケアを受けられるよう、こどもの医療濃度に応じた医療的ケアの実施や医療機器の準備、環境整備を行う。
--	---

(イ) 運動・感覚

ねらい	・姿勢と運動・動作の基本的技能の向上 ・姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用 ・身体の移動能力の向上 ・保有する感覚の活用 ・感覚の補助及び代行手段の活用 ・感覚の特性への対応
支援内容	<姿勢と運動・動作の基本的技能の向上> 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図る。 <姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用> 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援する。 <身体の移動能力の向上> 自力での身体移動や歩行、歩行器や車椅子による移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行う。 <保有する感覚の活用> 保有する視覚、聴覚、触覚、嗅覚、固有覚、前庭覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援する。 <感覚の補助及び代行手段の活用> 障害の状態や発達の段階、興味関心に応じて、保有する感覚器官

	を用いて情報を収集し、状況を把握しやすくするよう、眼鏡や補聴器等の各種の補助機器や ICT を活用することや、他の感覚や機器による代行が的確にできるよう支援する。 <感覚の特性への対応> 感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行う。
--	--

(ウ) 認知・行動

ねらい	・ 認知の特性についての理解と対応 ・ 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得（感覚の活用や認知機能の発達、知覚から行動への認知過程の発達、認知や行動の手掛かりとなる概念の形成） ・ 行動障害への予防及び対応
支援内容	<認知の特性についての理解と対応> 一人一人の認知の特性を理解し、それらを踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行う。 <対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得> ・ 感覚の活用や認知機能の発達 視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、これらの感覚から情報が適切に取得され、認知機能の発達を促す支援を行う。 ・ 知覚から行動への認知過程の発達 取得した情報を過去に取得した情報と照合し、環境や状況を把握・理解できるようにするとともに、これらの情報を的確な判断や行動につなげることができるよう支援を行う。 ・ 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成 物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、大小、数、重さ、空間、時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援する。 <行動障害への予防及び対応> 感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防及び適切行動への対応の支援を行う。

(エ) 言語・コミュニケーション

ねらい	・ コミュニケーションの基礎的能力の向上 ・ 言語の受容と表出 ・ 言語の形成と活用
-----	--

	・人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得 ・コミュニケーション手段の選択と活用 ・状況に応じたコミュニケーション ・読み書き能力の向上
支援内容	<コミュニケーションの基礎的能力の向上> 障害の種別や程度、興味関心等に応じて、言葉によるコミュニケーションだけでなく、表情や身振り、各種の機器等を用いて意思のやりとりが行えるようにするなど、コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身につけることができるよう支援する。 <言語の受容と表出> 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるよう支援を行う。 <言語の形成と活用> 具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつけること等により、自発的な発声を促し、体系的な言語を身につけることができるよう支援する。 <人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得> 個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、相手と同じものに注意を向け、その行動や意図を理解・推測するといった共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行う。 <コミュニケーション手段の選択と活用> ・指差し、身振り、サイン等の活用 指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。 ・手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用 手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援する。 ・コミュニケーション機器の活用 機器（パソコン・タブレット等の ICT 機器を含む。）等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援する。 <状況に応じたコミュニケーション> コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との人間関係や、そのときの状況を的確に把握する

	ことが重要であることから、場や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるよう支援する。 <読み書き能力の向上> 発達障害のあるこどもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行う。
--	--

(オ) 人間関係・社会性

ねらい	・アタッチメント（愛着）の形成と安定 ・遊びを通じた社会性の発達 ・自己の理解と行動の調整 ・仲間づくりと集団への参加
支援内容	<アタッチメント（愛着）の形成と安定> ・アタッチメント（愛着）の形成 こどもが基本的な信頼感を持つことができるように、環境に対する安心感・信頼感、人に対する信頼感、自分に対する信頼感を育む支援を行う。 ・アタッチメント（愛着）の安定 自身の感情が崩れたり、不安になった際に、大人が相談にのることで、安心感を得たり、自分の感情に折り合いをつけたりできるよう「安心の基地」の役割を果たせるよう支援する。 <遊びを通じた社会性の促進> ・模倣行動の支援 遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援する。 ・感覚・運動遊びから象徴遊びへの支援 感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 ・一人遊びから協同遊びへの支援 周囲にこどもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援する。 <自己の理解と行動の調整> 大人を介在して自分のできることや苦手なことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援する。

	<仲間づくりと集団への参加> 集団に参加するための手順やルールを理解し、こどもの希望に応じて、遊びや集団活動に参加できるよう支援するとともに、共に活動することを通じて、相互理解や互いの存在を認め合いながら、仲間づくりにつながるよう支援する。
--	--

(障害特性に応じた配慮事項)

児童発達支援に携わる職員は、障害のあるこどもの発達の状態及び発達の過程・特性等を理解し、一人一人のこどもの障害の特性及び発達の状況に応じた支援を行うことが必要である。

また、それぞれの特性に応じて、設備・備品への配慮のほか、こどもや保護者との意思の疎通、情報伝達のための手話等による配慮を行う等、様々な合理的配慮を行いながら環境を工夫することなどが必要である。

なお、ここでは、特に配慮すべき内容について以下のとおり示しているが、障害の特性だけで捉えられることばかりではないため、この内容だけに捉われることなく、こどもの状態像の把握とアセスメントを行った上で、必要な配慮を行うことが必要である。

- 視覚に障害のあるこどもに対しては、聴覚、触覚及び保有する視覚等を十分に活用しながら、様々な体験を通して身近な物の存在を知り、興味・関心や意欲を育てていくこと等を通じて、社会性を育て、生活経験を豊かにしていくことが必要である。また、ボディイメージを育て、身の回りの具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて基礎的な概念の形成を図るようにすることが必要である。
 - 聴覚に障害のあるこども（人工内耳を装用しているこどもを含む。）に対しては、聴こえない又は聴こえにくい特性や必要な配慮を理解した上で（ろう重複、盲重複の場合には、特に配慮が必要）、保有する聴覚や視覚的な情報等を十分に活用して言葉の習得と概念の形成を図る支援を行う必要がある。また、音声、文字、手話、指文字等を適切に活用して人との関わりを深めたり、日常生活に必要な知識を広げたりする態度や習慣を育てる必要がある。
- 特に、乳幼児期のこどもの意思は多様な形で表れるため、こどもの年齢及び発達や障害の程度に応じて、言葉だけでなく、手話や表情、行動も含めた様々なコミュニケーション手段でこどもが発することに留意することも必要である。
- 知的障害のあるこどもに対しては、活動内容や環境の設定を創意工夫し、活動への意欲を高めて、発達を促すようにすることが必要である。また、ゆとりや見通しをもって活動に取り組めるよう配慮するとともに、周囲の状況に応じて安全に行動できるようにすることが必要である。

- 発達障害のあるこどもに対しては、予定等の見通しをわかりやすくすることや、感覚の特性（感覚の過敏や鈍麻）に留意し、安心できる環境づくりが必要である。また、具体的又は視覚的な手段を用いながら、活動や場面の理解を促すことや、人と関わる際の具体的な方法や手段を個々の特性に応じて身に付けることが必要である。
- 精神的に強い不安や緊張を示すこどもに対しては、特定の人との関係性を軸に、周囲の人との関わりを拡げていくとともに、活動内容や環境の設定を創意工夫し、情緒の程よい表出を促すことが必要である。また、安心感のある肯定的な関わりを大切にするとともに、少人数でゆったりと落ち着いた受容的な環境を用意することが必要である。
- 場面緘黙（選択性かん黙）のあるこどもに対しては、話さないということだけに着目して、話すことを強制したり、話さないこどもとみなしたりするのではなく、こどもの心理的な要因や環境的な要因等により、他の場面では話せているにもかかわらず、場面によっては話ができないという状態であることを理解した上で支援に当たることが必要である。こどもの緊張や不安の緩和を目標にして、こどもの意思が表出しやすい場面を設け、指さしやカード、身振りなど言葉以外の方法でコミュニケーションを取れるよう工夫することが必要である。
- 肢体不自由のこどもに対しては、身体の動きや健康の状態等に応じ、可能な限り体験的な活動を通して経験を拡げるようにすることが必要である。また、興味や関心をもって、進んで身体を動かそうとしたり、表現したりするような環境を創意工夫して設定することが必要である。
- 病弱・身体虚弱のこどもに対しては、病気の状態等に十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。心臓病等により乳幼児期に手術等を受けているこどもは、治療過程で運動や日常生活上での様々な制限を受けたり、同年代のこどもとの関わりが少なくなるなど、学びの基礎となる経験が不足することがある。小児慢性特定疾病や難病等のこどもを含め、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。
- 医療的ケアが必要なこどもに対しては、医療的ケアの目的や具体的な手法等について十分に情報を収集し、医師の指示に基づき、適切にケアを提供する体制をあらかじめ整えた上で、心身や健康の状態、病気の状態等を十分に考慮し、活動と休息のバランスを取りながら、様々な活動が展開できるようにすることが必要である。また、健康状態の維持・改善に必要な生活習慣を身に付けることができるようにすることが必要である。さらに、こどもが可能な限り体験的な活動を経験できるよう、主治医からの指示・助言や保護者からの情報を三者で共有しながら支援を行うことが必要である。なお、医療的ケアが必要なこどもの中には、見た目では医療的ケアが必要であると分からないこどももいることに配慮することが必要である。

- 重症心身障害のあるこどもに対しては、重度の知的障害及び重度の肢体不自由があるため、意思表示の困難さに配慮し、こどもの小さなサインを読み取り、興味や関心に応じて体験的な活動の積み重ねができるようにすることが必要である。これは、不快、苦痛、体調不良時等の意思表示であっても同様であり、その表情等から変化に気づけるよう、心身の状態を常にきめ細かく観察することが必要である。また、筋緊張を緩和する環境づくりや遊び、姿勢管理により、健康状態の維持・改善を図ることが必要である。
- 複数の種類の障害のあるこどもに対しては、それぞれの障害の特性に配慮した支援が必要である。
- 知的障害と発達障害のあるこどもに対しては、将来的な強度行動障害のリスクを把握し、適切なアセスメントを踏まえ、それぞれの障害の特性に応じた支援の提供と、環境の調整に取り組むなど、行動上の課題を誘発させないように、予防的な観点をもって支援を行っていくことが必要である。

行動上の課題が顕在化した際には、現在の行動上の課題やその行動の意味等にも着目する機能的アセスメントを行い、それを踏まえて、こどもが安心して過ごせるための環境調整や、自発的なコミュニケーションスキル等を身につけていくための「標準的な支援」が必要である。
- 高次脳機能障害のあるこどもに対しては、障害による認知や行動上の特性等を理解するとともに、障害を受ける前にできていたことができないといった悩みを抱えていることがあるため、心のケアを心がけつつ支援を行うことが必要である。

(特に支援を要する家庭のこどもに対する支援に当たっての留意点)

こどもが行動、態度や表情など気がかりな様子を見せる時は、その原因や背景を考える必要がある。事業所等の支援環境や手立ての調整を行うことで改善できることもあれば、こどもの生活環境全般を見渡し分析した上で、その環境上で発生している事象にアプローチしなければならないこともある。ここでは、いくつかの気に留めておくべきこどもの行動や態度、表情などを取り上げ、支援を行うに当たっての留意点として以下に示すが、これらの留意点に加え、まずは日頃から保護者との関係づくりを丁寧に行うことで保護者の孤立を防ぐとともにこどもの変化に気づきやすくしておくこと、さらには専門機関やボランティア・NPO 団体などの地域資源についての情報を収集しておくことが重要である。

- 不自然な傷がある、日常的に身なりが不衛生で放置が疑われるなど虐待を受けていることが疑われるこどもについては、極度の緊張した表情や極度の甘えがみられるなどの様々な反応に対する理解や、職員とのアタッチメント（愛着）の形成を含めた信頼関係の構築が重要である。
- サイズに合っていない衣類を着ている、朝食を食べていない、医療機関を受診しない、生活リズムの乱れが見られるなど生活に困窮していることが疑われる家庭のこどもについては、食事等の基本的な生活習慣や生活リズムの形成、食事、排泄、睡眠、衣類の着脱等の基本的な生活スキルの獲得などを基盤として、様々な豊かな経験を提供するとともに、保護者やこどもの自尊心を傷つけないよう十分配慮することが必要である。
- 近年増加傾向にある外国にルーツのあるこどもについては、日本語がうまく話せないことで他のこどもとの関係を構築することが難しいこともあり、学習が進みにくい、あるいは、文化の違いなどにより差別やいじめを受ける場合もあるなど、生活上の困難さを感じているこどもも多いことから、支援に当たっては、まずはこどもが持つ困難さを把握し、それぞれの困難さに対して具体的にどのような支援が必要かを「多文化共生」という視点を入れながら考えていくことが重要である。

（２） 家族支援

【川崎市の解釈 ２】（８３ページ参照）

こどもは、保護者や家庭生活から大きな影響を受けることから、こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させることが、こどもの「育ち」や「暮らし」の安定・充実につながる。このため、障害のあるこどもを育てる家族が安心して子育てを行うことができるよう、家族（きょうだいを含む。）と日頃から信頼関係を構築し、障害の特性に配慮し、丁寧な「家族支援」を行うことが必要である。

特に、保護者がこどもの発達を心配する気持ちを出発点とし、こどもの障害を含むその子のありのままを肯定していくプロセスは平坦ではなく、成長・発達の過程で様々な葛藤に直面するものであり、障害があってもこどもの育ちを支えていけるような気持ちを持つことができるようになるまでの過程においては、関係者が十分な配慮を行い、日々こどもを育てている保護者の思いを尊重するとともに、様々な出来事や情報で揺れ動く保護者に寄り添いながら、伴走した支援が必要である。

家族支援においては、こども本人の状況や家庭の状況等を踏まえるとともに、保護者の気持ちを受け止め、こども本人と保護者との相互の信頼関係を基本に保護者の意思を尊重する姿勢が重要である。

ねらい	・アタッチメント（愛着）の形成 ・家族からの相談に対する適切な助言等 ・障害の特性に配慮した家庭環境の整備
支援内容	<アタッチメント（愛着）の形成>

	・こどもの信頼感を育み、家族や周囲の人と安定した関係を形成するための支援 <家族からの相談に対する適切な助言等> ・家族の子育てに関する困りごとに対する相談援助 ・こどもの発達上のニーズについての気づきの促しとその後の支援 ・こどもの抱き方や食事のとり方等の具体的な介助方法についての助言・提案 ・家族のレスパイトの時間の確保や就労等による預かりニーズに対応するための延長支援 ・心理的カウンセリングの実施 ・保護者同士の交流の機会の提供 ・きょうだい同士の交流の機会の提供やきょうだいに対する相談援助 <障害の特性に配慮した家庭環境の整備> ・こどもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助、講座、ペアレント・トレーニングの実施 ・家族に対する支援場面を通じた学びの機会の提供
--	---

(支援に当たっての配慮事項)

乳幼児期は、親が障害のあるこどもを育てる初期の不安な時期であり、孤立感を感じやすい時期でもある。そのため、こどもと家族を早期から支援することで、孤立感を軽減できるようトータルに支援していくことが重要である。

以下は、家族のさまざまな不安や負担を軽減していく観点から特に配慮すべき内容を示しており、「家族支援」の提供に当たり留意すること。

- 「家族支援」は、大きなストレスや負担にさらされている母親が中心となる場合が多いが、父親やきょうだい、さらには祖父母など、家族全体を支援していく観点が必要である。
- 「家族支援」は、家族がこどもの障害の特性等を理解していくために重要な支援であるが、理解のプロセス及び態様は、それぞれの家族で異なることを理解することが重要である。
- 特に、こどもの障害の特性等の理解の前段階として、「気づき」の支援も「家族支援」の重要な内容であり、個別性に配慮して慎重に行うことが大切である。
- 「家族支援」において明らかとなってくる虐待（ネグレクトを含む。）の疑いや保護者自身の精神的な状態、経済的な課題、DV等の家族関係の課題等に応じて心理カウンセリング等、専門的な支援が必要な場合は、適切な関係機関につないでいく等の対応が求められる。
- 「家族支援」は、必要に応じて、障害児相談支援事業所、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）等を実施する障害福祉サービス事業所、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター、児童相談所、こども家庭センター、専門医療機関、保健所等と緊密に連携を図り実施することが必要である。
- 社会的養護の状況にあるこどもの場合には、児童養護施設や里親、ファミリーホーム等、家族とは異なる場で生活をしている場合もあり、そのような場合には、こどもの暮らしを支える関係者と緊密な連携を図っていくことも必要である。

（３） 移行支援

地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の考え方に立ち、全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていくことが必要である。

このため、事業所等における支援の中に「移行」という視点を取り入れ、具体的な移行先が既にある場合は、その移行先への移行に向けた支援を、現時点で特段の具体的な移行先がない場合は、こどもが地域で暮らす他のこどもと繋がりながら日常生活を送ることができるよう支援を提供するなど、「移行支援」を行うことが重要である。

なお、特に入園・入学時等のライフステージの移行時における「移行支援」は、こどもを取り巻く環境が大きく変化することも踏まえ、支援の一貫性の観点から、より丁寧な支援が求められる。

ねらい	・ 保育所等への移行支援 ・ ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備
-----	--

	・保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携 ・同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり
支援内容	<保育所等への移行支援、ライフステージの切替えを見据えた将来的な移行に向けた準備> ・具体的な移行や将来的な移行を見据えたこどもの発達の評価・支援（※） ・具体的な移行先との調整 ・移行先との支援方針・支援内容の共有や、こどもの状態・親の意向・支援方法についての伝達 ・家族への情報提供や移行先の見学調整 ・移行先の受け入れ体制づくりへの協力 ・移行先への相談援助 ・進路や移行先の選択についての本人や家族への相談援助（※） <保育所等と併行利用している場合における併行利用先との連携> ・併行利用先とのこどもの状態や支援内容の共有（例：得意不得意やその背景、声掛けのタイミングやコミュニケーション手段の共有） ・併行利用の場合の利用日数や利用時間等の調整 <同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくり> ・地域の保育所等や子育て支援サークル、児童館、地域住民との交流

（※）「移行」の視点を持った本人や家族に対する支援は、「本人支援」や「家族支援」と内容が重なる場合もある。

（４） 地域支援・地域連携

事業所等において、障害のあるこどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するためには、こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等と連携して、こどもや家族の支援を進めていく「地域支援・地域連携」を行うことが必要である。

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、こどものライフステージに応じた切れ目のない支援（縦の連携）と関係者間のスムーズな連携の推進（横の連携）の両方（縦横連携）が重要である。

なお、ここでいう「地域支援・地域連携」とは、こどもや家族を対象とした支援を指すものであり、地域の事業所への後方支援や、研修等の開催・参加等を通じた地域の支援体制の構築に関するものではないことに留意すること。

ねらい	・通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援
支援内容	<通所するこどもに関わる地域の関係者・関係機関と連携した支援>

	・こどもが通う保育所等や通う予定の学校・放課後児童クラブとの情報連携や調整、支援方法や環境調整等に関する相談援助、児童発達支援計画の作成又は見直しに関する会議の開催 ・こどもを担当する保健師や、こどもが通う医療機関等との情報連携や調整 ・こどもに支援を行う発達障害者支援センターや医療的ケア児支援センター、地域生活支援拠点等との連携 ・こどもが利用する障害児相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、他の障害児通所支援事業所との生活支援や発達支援における連携 ・虐待が疑われる場合には、児童相談所やこども家庭センターとの情報連携 ・児童委員、主任児童委員等地域の関係者等との連携 ・個別のケース検討のための会議の開催
--	---

(支援に当たっての配慮事項)

「地域支援・地域連携」を行うに当たっては、以下に留意すること。

- 「地域支援・地域連携」は、児童発達支援を利用するこどもが地域の様々な場面で適切な支援を受けられるよう関係機関等と連携することが重要であることから、普段から、地域全体の子育て支援を活性化するためのネットワークを構築しておくという視点が必要である。

第4章 児童発達支援計画の作成及び評価

児童発達支援の適切な実施に当たっては、障害児相談支援事業所が、障害のあるこどもや保護者の生活全般における支援ニーズや解決すべき課題等を把握し、最も適切な支援の組み合わせについて検討し、障害児支援利用計画を作成する。その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、当該事業所等が提供する具体的な支援内容等について検討し、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供されるものである。

なお、セルフプランにより児童発達支援を利用するこどもであって、複数の事業所等から継続的に支援を受けている場合は、事業所間で連携し、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、障害児支援の適切な利用を進めることが重要であり、事業所間におけるこどもの状態像の認識や必要な支援の見立て、支援内容等のバラつきにより、こどもに過度なストレスを与えることのないよう留意すること。

また、障害児相談支援事業所と事業所等の関係性は、単に相談支援専門員が作成した障害児支援利用計画に基づき、児童発達支援管理責任者が児童発達支援計画を作成し、支援を実施するという上下の関係にはない。こどもや家族の生活全般のニーズに対応するため、事業所等からも障

害児相談支援事業所に積極的に働きかけるなど、双方向のやり取りを行う関係であることに留意して連携する必要がある。

1. 障害児支援利用計画の作成の流れ

(1) 障害児相談支援事業所による障害児支援利用計画案の作成と市町村による支給決定

- 障害児相談支援事業に従事する相談支援専門員は、事業所等の利用を希望するこどもや保護者の求めに応じて障害児支援利用計画案の作成を行う。
- 相談支援専門員は、こどもや家族との面談により、こどもの心身の状況や置かれている環境、日常生活の状況、現に受けている支援、支援の利用の意向等をこどもや家族から聴き取った上で、それらに基づいたアセスメントによりニーズを明らかにし、総合的な援助方針を提案する。
- こどもや家族の意向と総合的な援助方針に基づき、個々のこどもの障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに対応し、生活全般のニーズを充足するために、必要な支援を検討する。
- 乳幼児期の障害のあるこどもへの支援には、児童福祉法に基づき、通所により発達支援を行う「児童発達支援」のほか、重度の障害等により外出が著しく困難な障害のあるこどもに対し、居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」、保育所等を利用している障害のあるこどもに対し支援を行う「保育所等訪問支援」がある。また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、居宅で入浴や排泄、食事の介護等を行う居宅介護（ホームヘルプ）や、自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、施設で入浴や排泄、食事の介護等を行う短期入所（ショートステイ）等の障害福祉サービスが利用できる。
- 障害児支援利用計画案は、これらの支援の中から、必要な支援を選択又は組み合わせ、個々の支援の目的や内容及び量について検討し、こども又は保護者の同意のもと作成するものである。
- 市町村は、作成された障害児支援利用計画案を勧案し、事業所等の利用についての支給決定を行うこととなる。

(2) 担当者会議の開催と障害児支援利用計画の確定

- 相談支援専門員は、市町村による支給決定後、こどもや家族の希望を踏まえて、支援を提供する事業所の調整を行い、それらの事業所等を集めた担当者会議を開催する。担当者会議には、こどもや家族、事業所等の児童発達支援管理責任者や職員、他の支援等を利用している場合にはその担当者、その他必要に応じて、こどもや家族への支援に関係する者が招集される。
- 担当者会議では、障害児支援利用計画案の作成に至る経緯、こどもや家族の意向と総合的な援助方針、ニーズと支援目標、支援内容等について共有する。
- 担当者会議の参加者は、障害児支援利用計画案の内容について意見交換を行うが、その際、事業所等の担当者は、児童発達支援の専門的な見地からの意見を述べることが求められる。ま

た、障害児支援利用計画案に位置づけられた当該事業所等に期待される役割を確認するとともに、障害のあるこどもが、地域の中で他のこどもと共に成長できるようにするため、こどもの最善の利益の観点から、支援の提供範囲にとどまらず、意見を述べることが重要である。

- 相談支援専門員は、担当者会議における参加者による意見交換を受けて、支援の提供の目的や内容を調整し、各担当者の役割を明確にした上で、こども又は保護者の同意のもと障害児支援利用計画を確定する。確定した障害児支援利用計画は、こどもや保護者をはじめ、支給決定を担当する市町村、事業所等の支援を提供する者に配付され共有される。

(3) 児童発達支援計画に基づく児童発達支援の実施

- 事業所等の児童発達支援計画は、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助方針や、当該事業所等に対応が求められるニーズを踏まえて、児童発達支援の具体的な内容を検討し、作成する。児童発達支援計画の作成については、2. を参照すること。
- 事業所等は、障害児相談支援事業所と連携し、障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の提供を行うことが重要である。なお、障害児支援利用計画と児童発達支援計画は、個々のこどもの支援における合理的配慮の根拠となるものである。
- 事業所等は、作成された児童発達支援計画に基づき児童発達支援を実施する。
- 障害児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画に代えてセルフプランにより児童発達支援を利用するこどもであって、複数の事業所等から継続的に支援を受けている場合は、市町村が選定するコア連携事業所（こどもの支援について適切なコーディネートを進める中核となる事業所等）を中心として、事業所間で連携して児童発達支援を実施する。

(4) 障害児相談支援事業所によるモニタリングと障害児支援利用計画の見直し

- 相談支援専門員は、一定期間毎に、こどもと家族に対する面談により、障害児支援利用計画に基づいた支援の提供状況や効果、支援に対する満足度についてモニタリングを実施する。また、各事業所から支援の提供状況や効果について確認した結果、現在の支援がニーズの充足のために適切でなかったり、当初のニーズが充足してニーズが変化していたり、新たなニーズが確認された場合は、必要に応じて担当者会議を開催し、障害児支援利用計画を見直す。
- 担当者会議において、事業所等の児童発達支援管理責任者は、その時点までの児童発達支援の提供状況を踏まえて、目標の達成度や気づきの点等の情報を積極的に共有することが重要である。そのためには、事業所等の設置者・管理者は、児童発達支援管理責任者や職員のうち、こどもの状況をよく理解した者を参画させなければならない。
- 障害児支援利用計画の内容が見直され、総合的な援助方針や事業所等に求められる役割が変更された場合には、児童発達支援管理責任者は、必要に応じて児童発達支援計画を変更し、適切な児童発達支援を実施する。

(5) その他の連携について

- 事業所等による児童発達支援は、こどもや家族への生活全般における支援の一部を継続的に実施するものである。日々の支援を担う事業所等は、こどもや家族のニーズの変化を細やか

に把握することができる。また、継続的な関わりは、こどもや家族へのアセスメントを深め、潜在的なニーズの把握にもつながる。

- しかし、それらのニーズは、事業所等のみで対応できるものばかりではなく、他の支援機関による対応が必要な場合もある。その場合は適切な支援が調整され提供されるように、速やかに障害児相談支援事業所などの関係機関と連絡を取り合う必要がある。

2. 児童発達支援計画の作成の流れ

児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。また、提供される支援のプロセスを管理し、客観的な評価等を行う役割がある。

(1) こどもと保護者及びその置かれている環境に対するアセスメント

- 児童発達支援管理責任者は、こどもや家族への面談等により、本人支援の5領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）の視点等を踏まえたアセスメントを実施する。なお、「障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について」（令和6年4月）において、市町村が、支給決定の際に、介助の必要性や障害の程度の把握のために実施する「5領域 20 項目の調査」の結果について、保護者に対し、利用する事業所等に交付するよう依頼することが望ましい旨示していることから、事業所等は、保護者に対し、「5領域 20 項目の調査」の結果について確認の上、当該結果について、アセスメントを含め実際の支援の場面にも活用していくことが重要である。
- こどもと保護者及びその置かれている環境を理解するためには、こどもの障害の状態だけでなく、こどもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認する必要がある。

また、こどもの発育状況、自己理解、心理的課題、こどもの興味・関心、養育環境、これまで受けてきた支援、現在関わっている関係機関、地域とのつながり、利用に当たっての希望、将来の展望等について必要な情報を集め、こどもと保護者のニーズや課題を分析する必要がある。

- 保護者のニーズとこども本人のニーズは必ずしも一致するものではないため、まずはこどものニーズを明確化していくことが求められる。また、こどものニーズは変化しやすいため、日頃から状況を適切に把握して対応していく必要がある。
- アセスメントの実施に当たっては、全てのこどもが権利の主体であることを認識し、個人として尊重するとともに、意見を形成・表明する手助けをするなど、こども本人のニーズをしっかりと捉えられるように対応することが必要である。

(2) 児童発達支援計画の作成

- 障害児相談支援事業所等が作成した障害児支援利用計画や、自らの事業所でアセスメントした情報について、課題整理表等を用いて整理しながら、児童発達支援におけるニーズを具体化した上で、児童発達支援の具体的な内容を検討し、児童発達支援計画を作成する。
- 児童発達支援計画の作成に当たっては、将来に対する見通しを持った上で、障害種別や障害の特性、こどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくとともに、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成することが必要である。
- 「最善の利益が優先して考慮」されるとは、「こどもにとって最も善いことは何か」を考慮することをいい、こどもの意見がその年齢及び発達の程度に応じて尊重すべきものと認められる場合であっても、別の考慮要素と比較衡量して合理的に判断した結果、こどもにとって最善とは言い難いと認められる場合には、こどもの意見とは異なる結論が導かれることはあり得るものである。その際は、こどもに対し、適切に説明することが必要である。
- 児童発達支援計画の作成に係る個別支援会議の開催に当たっては、こどもの支援に関わる職員を積極的に関与させることが必要である。オンラインの活用も可能とされており、また、予定が合わない等により個別支援会議を欠席する職員がいる場合は、個別支援会議の前後に情報共有を行ったり意見を求めたりすることも必要である。いずれにしても、こどもの支援に関わる様々な職員に意見を聴く機会を設けることが求められる。

また、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を考慮することが重要であることに鑑み、当該こどもの年齢や発達の程度に応じて、こども本人や保護者の意見を聴くことが求められる。そのため、例えば、会議の場にこどもと保護者を参加させることや、会議の開催前にこども本人や保護者に直接会って意見を聴くことなどが考えられる。
- 児童発達支援計画には、「利用児と家族の生活に対する意向」、「総合的な支援の方針」、「長期目標」、「短期目標」、「支援の標準的な提供時間等」、「支援目標及び具体的な支援内容等」（「本人支援・家族支援・移行支援・地域支援・地域連携の項目」、「支援目標」、「支援内容（5領域との関連性を含む。）」、「達成時期」、「担当者・提供機関」、「留意事項」）を記載する。それぞれの記載項目については、こどもと家族の意向とアセスメントを踏まえて、つながりを持って作成していくことが必要であり、「利用児と家族の生活に対する意向」を踏まえて「総合的な支援の方針」を設定し、それを受けた「長期目標」と「短期目標」、それを達成するための「支援目標及び具体的な支援内容等」を設定することが必要である。児童発達支援計画の参考様式及び記載例については、別添1の「個別支援計画の記載のポイント」を参照すること。
- 児童発達支援計画に、こども本人のニーズに応じた「支援目標」を設定し、それを達成するために、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目を適切に設定し、その上で、具体的な支援内容を設定する。
- 「本人支援」においては、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）を行うことが必要であり、支援を組み立てていくに当たっては、(1)のアセスメントにおいて、5領域の視点を持ちながら、こどもと家族の状況を多様な観点・情報から総合的・包括的に確認・分析して

そのニーズや課題を捉え、そこから必要な支援を組み立てていくことが重要であり、単に5領域に対応する支援への当てはめを行うだけの児童発達支援計画の作成にならないよう留意することが必要である。

- 「本人支援」における5領域との関連性については、5領域全てが関連付けられるよう記載することを基本とするが、相互に関連する部分や重なる部分もあると考えられるため、5領域それぞれで、一対一対応で、異なる支援目標や支援内容を設定する必要はない。ただし、5領域のうち相互に関連する部分や重なる部分を踏まえ、これらをまとめた上で支援目標や支援内容を設定した場合であっても、各領域との関連性についての記載は必ず行い、「本人支援」全体として5領域全てが関連付けられるようにする必要がある。
- 「本人支援」においては、計画期間内に、特に重点的に取り組むものとそうではないものなど、支援内容の実施頻度に差がある場合も想定される。しかしながら、計画期間内における実施頻度が低いと見込まれる支援内容であっても、こどもの生活全般を通じて5領域との関連性が担保できるよう、5領域全てとの関連において必要な支援内容を記載することが必要である。
- 「本人支援」において、5領域の視点を網羅した支援（総合的な支援）に加え、特定の領域に重点を置いた支援を行う場合についても、児童発達支援計画に記載することが必要である。
- 「移行支援」については、地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する観点から、支援の中に「移行」という視点を取り入れ、保育所等の他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、同年代のこどもとの仲間づくり等の取組を記載する。
- 「支援目標及び具体的な支援内容等」においては、児童発達支援の基本となる「本人支援」、「家族支援」及び「移行支援」について必ず記載することとする。「地域支援・地域連携」については必要に応じて記載することとするが、関係者が連携しながらこどもと家族を包括的に支援していく観点から、当該事項についても積極的に取り組むことが望ましい。
- 支援内容については、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「どのように」、「どのくらい」支援するかということが、児童発達支援計画において常に明確になっていることが必要である。
- こどもや保護者に対し、「児童発達支援計画」を示しながら説明を行い、こどもや家族の支援として必要な内容になっているかについて同意を得ることが必要である。
- 将来に対する見通しを持った上で、障害種別、障害の特性やこどもの発達の段階を丁寧に把握し、それらに応じた関わり方を考えていくことが必要である。
- 支援手法については、個別活動と集団活動をそのこどもに応じて適宜組み合わせることが必要である。
- 事業所等において作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付を行うことが必要である。

(3) タイムテーブルに沿った発達支援の実施

- 事業所等における時間をどのようにして過ごすかについて、一人一人の児童発達支援計画を考慮し、一日の時間と活動プログラムを組み合わせたタイムテーブルを作成する。タイムテーブルは、こどもの生活リズムを大切にし、日常生活動作の習得や、こどもが見通しを持って

自発的に活動できるよう促されることが期待される。

- 発達支援の時間は十分に確保されなければならない、送迎の都合で発達支援の時間が阻害されることのないようタイムテーブルを設定しなければならない。
- 活動プログラムは、こどものニーズや状況、こどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況等に応じて、その内容を組み立て、職員も交えながらチームで検討していくことが必要である。提供される活動プログラムを固定化することは、経験が限られてしまうことにもなるため、活動プログラムの組合せについて、創意工夫が求められる。活動プログラムの内容は、本ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の内容等を十分に踏まえたものでなければならない。
- 集団活動の場合は、対象となるこどもの年齢や障害の状態の幅の広さを考慮しながら、活動プログラムを作成する必要がある。こどもの年齢や発達上のニーズが異なることも多いことから、年齢別、障害種別又は発達上のニーズ別に支援グループを分けることなどの工夫も必要である。

(4) 児童発達支援計画の実施状況の把握（モニタリング）

- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うことになっているが、こどもの状態や家庭状況等に変化があった場合には、6か月を待たずしてモニタリングを行う必要がある。モニタリングは、目標達成度を評価して支援の効果を測定していくためのものであり、単に達成しているか達成していないかを評価するものではなく、提供した支援の客観的評価を行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断する。
- 障害児支援利用計画との整合性のある児童発達支援計画の作成と児童発達支援の実施が重要であることから、モニタリング時においても、障害児相談支援事業所と相互連携を図りながら、情報共有を行うことが重要である。

(5) モニタリングに基づく児童発達支援計画の見直し及び児童発達支援の終結

- モニタリングにより、児童発達支援計画の見直しが必要であると判断された場合は、児童発達支援計画の積極的な見直しを行う。その際、支援目標の設定が高すぎたのか、支援内容が合っていなかったのか、別の課題が発生しているのか等の視点で、これまでの支援内容等を評価し、今後もその支援内容を維持するのか、変更するのかを判断していく。現在提供している児童発達支援の必要性が低くなった場合は、児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結を検討する。
- 児童発達支援計画の支援目標の大幅な変更や児童発達支援の終結に当たっては、事業所等から家族や障害児相談支援事業所、保育所等の関係機関との連絡調整を実施し、障害児支援利用計画の変更等を促す。なお、保育所等に移行する場合など、他の機関・団体に支援を引き継ぐ場合には、これまでの児童発達支援の支援内容等について、適切に情報提供することが必要である。

第5章 関係機関との連携

障害のあるこどもの発達支援は、こども本人を支援の輪の中心として考え、様々な関係者や関係機関が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要である。

このため、事業所等は、日頃から、市町村の障害児支援担当部局、児童福祉担当部局、教育委員会、こども家庭センター、保健所・保健センター、病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児相談支援事業所、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校（幼稚部及び小学部）、地域の子育て支援機関、児童委員や主任児童委員等の地域の関係機関や障害当事者団体を含む関係者、広域的に支援を行っている児童相談所、児童家庭支援センター、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、里親支援センター等の関係機関との連携を図り、児童発達支援が必要なこどもが、円滑に児童発達支援の利用に繋がるようにするとともに、その後も、こどもの支援が保育所等や学校等に適切に移行され、支援が引き継がれていくことが必要である。また、セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要である。

さらに、こども本人を中心に考える支援の輪の中において、事業所等に期待される役割を認識し、こどもに対し適切な支援を提供することが必要である。

加えて、障害のあるこどもが健全に発達していくためには、地域社会とのふれあいが必要であり、そうした観点からは事業所等が地域社会から信頼を得ることが重要であるが、そのためには、地域社会に対して、児童発達支援に関する情報発信を積極的に行うなど、地域に開かれた事業運営を心がけることが求められる。

1. 市町村との連携

- 支援の必要なこどもと家族を地域全体で支えていくためには、地域のニーズや資源等を把握し、地域全体の支援の体制整備を行う市町村と連携していくことが必要である。障害児支援担当部局、母子保健やこども・子育て支援、社会的養護等の児童福祉担当部局、教育委員会など、こどもと家族に関わる部局は様々であり、こどもと家族を中心として包括的に支援を行っていく観点からも、しっかりと連携体制を構築していくことが重要である。
- こどもの発達支援の必要性は、新生児聴覚検査、乳幼児健康診査、市町村保健センター等の発達相談、保育所等の利用など様々な機会を通して気づかれるものであり、気づきの段階から継続的な支援を行うため、母子保健やこども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援が必要である。

2. 医療機関等との連携

【川崎市の解釈 3】（84ページ参照）

- 医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもが医療機関（NICU等）から在宅生活に移行し、その後も在宅生活を継続していくために、地域の保健、医療、保育、教育等の関係機関と連携した支援が必要である。
- こどもの事故やけが、健康状態の急変が生じた場合に備え、近隣の協力医療機関をあらかじめ

め定めておく必要がある。協力医療機関は、緊急時の対応が生じた場合に相談をすることが想定されることから、できるだけ近い場所であることや、事業所等の作成する緊急時の対応マニュアルを、事前に協力医療機関や保護者と共有しておくことが望ましい。特に、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもは、事前に協力医療機関を受診し、医師にこどもの状態について理解しておいてもらうことも必要である。

- こどもが服薬をしている場合には、保護者と連携を図りながら、必要に応じて、こどもの主治医等と情報共有を行うことが重要である。
- 医療的ケアが必要なこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援や必要な医療的ケアを提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことに加え、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーター等とのネットワークを構築しておくことが重要である。
- 人工内耳を装用しているこどもを受け入れる場合は、こどもの状態や障害の特性に応じた適切な支援を提供するため、こどもの主治医等との連携体制を整えておくことが重要である。

3. 保育所や幼稚園等との連携

- こどもが成長し、事業所等から地域の保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等に移行する際には、保護者の同意を得た上で、児童発達支援計画と個別の指導計画や教育支援計画等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るため、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所等で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにするとともに、移行後のフォローアップを行うことが必要である。

また、この際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。さらに、児童発達支援センターにおいては、保育所等の職員が障害のあるこどもへの対応に不安を抱える場合等に、保育所等訪問支援や地域障害児支援体制強化事業、障害児等療育支援事業等の積極的な活用を図ることにより、適切な支援を行っていくことが重要である。

- こどもが事業所等と地域の保育所等の併行利用をしている場合は、当該保育所等と支援内容等を共有するなど連携して支援に当たるとともに、必要に応じて当該保育所等における障害のあるこどもへの支援をバックアップしていくことが重要である。
- 加えて、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との交流や、同年代の障害のないこどもと活動する機会の確保も必要である。あわせて、こどもの状態や、こどもや家族の希望に応じて、保育所等への併行利用や移行を行うことができるよう、日頃から、保育所等への理解を求めるための啓発活動を行うことが必要である。

4. 他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所等との連携

- 様々なこどもや家族を地域で支えていくためには、地域の児童発達支援センターや児童発達支援事業所が、障害種別や障害の特性の理解、障害種別や障害の特性に応じた活動や支援方法、支援における成功事例や困難事例等について、合同で研修を行うことやそれぞれから助言をもらうことなどにより、連携を図りながら適切な支援を行っていく必要がある。
- また、発達支援上の必要性により、複数の事業所等を併せて利用するこどもについては、こど

もの状態像や必要な支援の見立てについて共通認識を持つとともに、支援内容を相互に理解しておくため、保護者の同意を得た上で、他の事業所との間で、こどもの日常生活動作の状況や留意事項、相互の支援内容や児童発達支援計画の内容等について情報共有を図ることが必要である。特にセルフプランの場合には、事業所間の連携及び情報共有を図っていくことが重要である。

- 児童発達支援センターについては、地域における連携・ネットワーク構築の核として、自治体や地域の事業所と積極的に連携を図りながら、地域の事業所へのスーパーバイズやコンサルテーションの実施、研修や事例検討会の開催等を行うことも必要である。
- また、障害の特性を踏まえて、発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等の専門性を有する専門機関や地域のセーフティーネット機能である障害児入所施設と連携し、助言や研修等を受けることや、特定の分野に強みを有する事業所と連携して支援を進めることも必要である。

5. 学校や放課後等デイサービス事業所等との連携

- 小学校や特別支援学校（小学部）に進学する際には、児童発達支援計画と個別の教育支援計画等を含め、こどもの発達支援の連続性を図るため、保護者の同意を得た上で、こども本人の発達の状況や障害の特性、事業所等で行ってきた支援内容等について情報を共有しながら相互理解を図り、円滑に支援が引き継がれるようにすることが必要である。
- 児童発達支援センターにおいては、小学校や特別支援学校（小学部）への保育所等訪問支援等の実施により、進学先において、こどもの支援が継続できるようにしていくことも必要である。
- 放課後等デイサービスの利用を開始する場合についても、放課後等デイサービス計画の適切な作成や、こどもの発達支援の連続性を踏まえた円滑な支援の提供を進める観点から、学校の場合と同様に情報の共有が必要である。また、放課後等デイサービスの利用開始後も、より適切な発達支援を実施するために連携体制を継続し、必要な情報提供や助言を行うことが望ましい。なお、放課後児童クラブを利用する場合についても同様である。
- こうした支援の移行の際は、引継ぎを中心とした会議において、障害児相談支援事業所と連携することが重要である。

6. こども家庭センターや児童相談所との連携

- 特に支援を要する家庭（不適切な養育や虐待の疑い等）のこどもに対して支援を行うに当たっては、日頃から、こどもの心身の状態、家庭での養育の状況等についての把握に努めるとともに、障害児施策だけで完結するのではなく、障害福祉施策、母子保健施策、子ども・子育て支援施策、社会的養護施策等の関係機関と連携し、課題に対応していく視点が必要である。
- 虐待が疑われる場合には、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、市町村が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待防止窓口、保健所等の関係機関と連携して対応を図る必要がある。
- こども家庭センターによる支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや

家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう、こども家庭センターと連携を図っていくことが必要である。

- 事業所等を利用するこどものきょうだいが、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている状況にあるなど、ヤングケアラーであると疑われる場合においても、速やかに事業所等内で情報共有を行うとともに、こども家庭センターをはじめとした関係機関と連携して、その家庭が必要とする支援につなげていくことが重要である。そのためには、各自治体のヤングケアラー担当部署等が実施する関係機関職員研修への参加等により、ヤングケアラーについて正しい理解を持つ必要がある。

7. (自立支援) 協議会等への参加や地域との連携

- 事業所等は、(自立支援) 協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議、要保護児童対策地域協議会等へ積極的に参加すること等により、関係機関・団体等と連携して、地域支援体制を構築していく必要がある。
- 日頃から地域の行事や活動に参加できる環境をつくるため、自治会や地域の会合に参加することや、地域のボランティア組織と連絡を密にすること等の対応が必要である。また、地域住民との交流活動や地域住民も参加できる行事の開催など、地域との関わりの機会を確保することも重要である。

第6章 児童発達支援の提供体制

1. 定員

設置者・管理者は、設備、職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容を確保するとともに、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、適切な利用定員を定めることが必要である。

2. 職員配置及び職員の役割

【川崎市の解釈 4】（84ページ参照）

(1) 適切な職員配置

- 児童発達支援センターにおいては、管理者、嘱託医、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須である。また、幅広い発達段階や多様な障害の特性に応じた児童発達支援を提供するためには、保育士、児童指導員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員、看護職員を配置するなど、多職種連携によるチームアプローチが可能な支援体制を整えることが望ましい。
- 児童発達支援事業所においては、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士、機能訓練担当職員（機能訓練を行う場合）、看護職員（医療的ケアを行う場合）の配置が必須であり、主に重症心身障害のあるこどもに対して児童発達支援を行う場合は、管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員又は保育士に加え、嘱託医、看護師、機能訓練担当職員の配置を行い、医療的ケア等の体制を整える必要がある。

- 常時見守りが必要なこどもや医療的ケアが必要なこども、重症心身障害のあるこども等への支援のために、児童指導員又は保育士、看護師について、人員配置基準を上回って配置することも考慮する必要がある。
- 児童発達支援管理責任者が個々のこどもについて作成する児童発達支援計画に基づき、適切な知識と技術をもって活動等が行われるよう、支援に当たる職員を統括する指導的役割の職員の配置など、支援の質の確保の観点から、適切な職員配置に留意する必要がある。

(2) 設置者・管理者の責務

【川崎市の解釈 5】（85ページ参照）

- 設置者・管理者は、事業所等の役割や社会的責任を遂行するために、法令等を遵守し、設置者・管理者としての専門性等の向上を図るとともに、児童発達支援の質及び職員の資質向上のために必要な環境の確保を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、事業所等が適切な支援を安定的に提供することにより、障害のあるこどもの発達に貢献するとともに、こどもや家族の満足感、安心感を高めるために、組織運営管理を適切に行わなければならない。
- 設置者・管理者は、職員一人一人の倫理観及び人間性を把握し、職員としての適性を的確に判断するとともに、職員がキャリアパスに応じた研修等に参加することができるよう職員の勤務体制等を工夫し、職員一人一人の資質及び専門性の向上の促進を図らなければならない。
- 設置者・管理者は、質の高い支援を確保する観点から、職員が心身ともに健康で意欲的に支援を提供できるよう、労働環境の整備を図る必要がある。

(3) 設置者・管理者による組織運営管理

設置者・管理者は、事業所の運営方針や支援プログラム、児童発達支援計画、日々の活動に関するタイムテーブルや活動プログラムについて、児童発達支援管理責任者及び職員の積極的な関与のもとでPDCAサイクルを繰り返し、事業所が一体となって不断に支援の質の向上を図ることが重要である。

また、設置者・管理者は、PDCAサイクルを繰り返すことによって、継続的に事業運営を改善する意識を持って、児童発達支援管理責任者及び職員の管理及び事業の実施状況の把握その他の管理を行わなければならない。

【川崎市の解釈 6】（86ページ参照）

① 運営規程の設定・見直しと職員への徹底

- 設置者・管理者は、事業所ごとに、運営規程を定めておくとともに、児童発達支援管理責任者及び職員に運営規程を遵守させなければならない。運営規程には以下の重要事項を必ず定めておく必要がある。

【運営規程の重要事項】

- ・ 事業の目的及び運営の方針
- ・ 従業者の職種、職員数及び職務の内容
- ・ 営業日及び営業時間
- ・ 利用定員
- ・ 児童発達支援の内容並びに保護者から受領する費用の種類及びその額
- ・ 通常の事業の実施地域
- ・ 支援の利用に当たっての留意事項
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ・ その他運営に関する重要事項

- 事業の目的及び運営方針は、本ガイドラインに記載されている児童発達支援の役割や児童発達支援の提供すべき内容、地域でのこどもや家族の置かれた状況、児童発達支援が公費により運営される事業であること等を踏まえ、適切に設定する。
- 事業の目的及び運営方針の設定や見直しに当たっては、児童発達支援管理責任者及び職員が積極的に関与できるように配慮する。
- 児童発達支援管理責任者及び職員の採用に当たっては、事業所の目的及び運営方針をはじめとした運営規程の内容を丁寧に説明するとともに、採用後も様々な機会を通じて繰り返しその徹底を図ることが重要である。

【川崎市解釈 7】（86ページ参照）

② 複数のサイクル（年・月等）での目標設定と振り返り

- PDCAサイクルにより不断に業務改善を進めるためには、児童発達支援管理責任者及び職員が参画して、複数のサイクル（年間のほか月間等）で事業所等としての業務改善の目標設定とその振り返りを行うことが必要である。

③ 自己評価の実施・公表・活用

- 運営基準において定められている自己評価については、別添2の「障害児通所支援事業所における事業所全体の自己評価の流れ」を参考に、以下の項目について、「従業者向け児童発達支援評価表」（別紙1）を活用した事業所等の職員による事業所の支援の評価（以下「従業者評価」という。）及び「保護者向け児童発達支援評価表」（別紙2）を活用した保護者による事業所評価（以下「保護者評価」）を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。

【評価項目】

- ・ こども及び保護者の意向、こどもの適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- ・ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ・ 設備及び備品等の状況
- ・ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- ・ こども及び保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- ・ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- ・ 業務の改善を図るための措置の実施状況

- 事業所等は、従業者評価及び保護者評価を踏まえた事業所全体としての自己評価の結果、さらに強化・充実を図るべき点（事業所等の強み）や、課題や改善すべき点（事業所等の弱み）を職員全員の共通理解の下で分析し、課題や改善すべき点と考えられる事項について、速やかにその改善を図る必要がある。
- 事業所等の自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて行った改善の内容については、「事業所における自己評価総括表（公表）」（別紙３）及び「保護者からの事業所評価の集計結果（公表）」（別紙４）を含む「事業所における自己評価結果（公表）」（別紙５）を用いて、概ね１年に１回以上、保護者に示すとともに、広く地域に向けて、インターネットのホームページや会報等で公表しなければならない。保護者に示す方法としては、園だよりなど事業所等で発行している通信に掲載したり、こどもの送迎時などの際に保護者の目につきやすい場所に掲示したりする方法が考えられる。
- 事業所等は、自己評価の結果及び保護者評価の結果並びにこれらの評価を受けて明らかになった事業所等の強みや弱みを踏まえ、全職員が一体となって、日々の支援の中で、さらなる支援の充実や改善に向けて取組を進めていく必要がある。
- また、この事業所等による自己評価のほか、可能な限り、第三者による外部評価を導入して、事業運営の一層の改善を図ることが必要である。

④ 支援プログラムの作成・公表

- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、５領域（「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」）との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画（支援プログラム）を作成する必要がある。支援プログラムの作成に当たっては、別添３の「児童発達支援等における支援プログラムの作成及び公表の手引き」を参考にすること。
- 作成された支援プログラムについては、事業所等の職員に対し理解を促し、これに基づき適切な支援の提供を進めていくとともに、利用者や保護者等に向けて、重要事項説明書や個別支援計画等の説明時に併せて丁寧に説明し、インターネットのホームページや会報等で公表していくことが求められる。支援プログラムの公表については、令和６年度中は努力義務とされているが、総合的な支援の推進と支援の見える化を進める観点から、取

組を進めることが望ましい。なお、支援プログラムの内容に変更があった場合は、速やかに変更後の支援プログラムを公表することが望ましい。

⑤ 都道府県等への事業所等の情報の報告

- こどもの個々のニーズに応じた質の高い支援の選択や、事業所等が提供する支援の質の向上に資することを目的として、障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みがあり、事業所等は、都道府県等に対し、事業所等の情報（所在地や従業員数、営業時間や支援内容等）を報告する必要がある。

⑥ 職場内のコミュニケーションの活性化等

- P D C A サイクルによる業務改善が適切に効果を上げるには、現状の適切な認識・把握と、事業所等における職員間の意思の疎通・情報共有が重要である。
- 支援の提供に関する日々の記録については、支援の質の向上の観点から、児童発達支援管理責任者が把握する以外に、職員同士で情報共有を図ることも有用である。職場での何でも言える雰囲気作りや職員同士のコミュニケーションの活性化も設置者・管理者の重要な役割である。
- 設置者・管理者は、児童発達支援計画の作成・モニタリング・変更の結果について、児童発達支援管理責任者から報告を受けるなど、児童発達支援管理責任者や職員の業務の管理及び必要な指揮命令を行う。
- 支援内容の共有や職員同士のコミュニケーションの活性化が、事業所内における虐待の防止や保護者による虐待の早期発見に繋がるものであることも認識しておくとともに、設置者・管理者も、職員による適切な支援が提供されているか、日々把握しておく必要がある。

⑦ こどもや保護者の意向等の把握・活用

- P D C A サイクルによる業務改善を進める上では、事業所等による従業者評価及び保護者評価を踏まえた自己評価だけでなく、アンケート調査等を実施して、支援を利用するこどもや保護者の意向や満足度を把握することも重要である。
- 特に、こどもや保護者の意向等を踏まえて行うこととした業務改善の取組については、こども及び保護者に周知していくことが必要である。

⑧ 支援の継続性

- 児童発達支援は、こどもや家族への支援の継続性の観点から、継続的・安定的に運営することが必要である。やむを得ず事業を廃止し又は休止しようとする時は、その一月前までに都道府県知事等に届け出なければならない。この場合、こどもや保護者に事業の廃止又は休止しようとする理由を丁寧に説明するとともに、他の事業所等を紹介するなど、こどもや家族への影響が最小限に抑えられるように対応することが必要である。

3. 施設及び設備

- 事業所等は、児童発達支援を提供するための設備及び備品を適切に備えた場所である必要がある。設置者・管理者は、様々な障害のあるこどもが安全に安心して過ごすことができるようバリアフリー化や情報伝達への配慮等、個々のこどもの障害の特性に応じた工夫が必要である。
- 児童発達支援事業所の発達支援室については、床面積の基準は定められていないが、児童発達支援センターの場合は、こども一人当たり2.47㎡の床面積が求められていることを参考としつつ、適切なスペースの確保に努めることが必要である。
- こどもが生活する空間については、発達支援室のほか、おやつや昼食がとれる空間、静かな遊びのできる空間、雨天等に遊びができる空間、こどもが体調の悪い時等に休息できる静養空間、年齢に応じて更衣のできる空間等を工夫して確保することが必要である。
また、遊具や室内のレイアウト・装飾にも心を配り、こどもが心地よく過ごせるように工夫することが必要である。
- 屋外遊びを豊かにするため、屋外遊技場の設置や、近隣の児童遊園・公園等を有効に活用することが必要である。
- 備品については、障害種別、障害の特性及び発達状況に応じて備えることが必要である。

4. 衛生管理、安全管理対策等

設置者・管理者は、障害のあるこどもや保護者が安心して事業所等の支援を受け続けられるようにするため、こどもの健康状態の急変や感染症の発生、非常災害や犯罪、事故の発生などに対応するマニュアルの策定やその発生を想定した訓練、関係機関・団体との連携等により、事業所等を運営する中で想定される様々なリスクに対し、日頃から十分に備えることが必要である。

重大事故が発生しやすい場面ごとの注意事項や、事故が発生した場合の具体的な対応方法等については、追って示す「障害児支援の安全管理に関するガイドライン」や、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参照すること。

（1） 衛生管理・健康管理

設置者・管理者は、感染症の予防や健康維持のために、職員に対し常に清潔を心がけさせ、手洗い、手指消毒の励行、換気等の衛生管理を徹底することが必要である。事業所等における感染症対策については、「障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル」を参考にすること。

① 感染症及び食中毒

- 設置者・管理者は、運営基準により、事業所等における感染症や食中毒の予防・まん延の防止のため、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施が求められている。これらの実施に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」を参考にすること。
- 設置者・管理者は、感染症の発生状況について情報を収集し、予防に努める必要がある。感染症の発生や疑いがある場合は、必要に応じて、市町村、保健所等に連絡をし、必要な措置を

講じて二次感染を防ぐことが重要である。

- 設置者・管理者は、活動や行事等で食品を提供する場合は、衛生管理を徹底し、食中毒の発生を防止する必要がある。
- 設置者・管理者は、市町村や保健所等との連携のもと、感染症又は食中毒が発生した場合の対応や、排泄物又は嘔吐物等に関する処理方法についての対応マニュアルを策定し、職員に周知徹底を図るとともに、マニュアルに沿って対応できるようにすることが必要である。
- 設置者・管理者は、こどもの健康状態の把握及び感染症発生の早期発見のために、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有の体制を構築しておくことが必要である。また、感染症の発生動向に注意を払い、インフルエンザやノロウイルス等の感染症の流行時には、こどもの来所時の健康チェック及び保護者との情報共有体制を強化する必要がある。さらに、新型コロナウイルスやインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症により集団感染の恐れがある場合は、こどもの安全確保のために、状況に応じて休所とする等の適切な対応を行うとともに、保護者や関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。
- また、感染症が発生した場合であっても、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するとともに、ＢＣＰに従い、職員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。特に、新興感染症の場合は、インフルエンザやノロウイルス等の感染症と異なる対応も想定されることを念頭に置きながら、ＢＣＰの策定や研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。ＢＣＰの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。

② アレルギー対策

- 設置者・管理者は、食物アレルギーのあるこどもについて、医師の指示書に基づき、食事やおやつを提供する際に、除去食や制限食で対応できる体制を整えとともに、保護者と協力して適切な配慮に努めることが必要である。
- 設置者・管理者は、事業所等で飲食を伴う活動を実施する際は、事前に提供する内容について具体的に示した上で周知を行い、誤飲事故や食物アレルギーの発生予防に努める必要がある。特に、食物アレルギーについては、こどもの命に関わる重大な事故を引き起こす可能性もあるため、危機管理の一環として対応する必要がある。そのため、保護者と留意事項や緊急時の対応等（「エピペン®」の使用や消防署への緊急時登録の有無等）についてよく相談し、職員全員が同様の注意や配慮ができるようにしておくことが重要である。

③ その他

- 職員は、事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しておくとともに、こどもの健康管理に必要となる器械・器具の管理等を適正に行う必要がある。
- 設置者・管理者は、重症心身障害のあるこどもなど、全身性障害があるこどもについては、常に骨折が起こりやすいことを念頭におき、適切な介助が行える体制を整えとともに、誤嚥性肺炎を起こさないよう、摂食時の姿勢や車椅子の角度等の調整、本人の咀嚼・嚥下機能に応

じた適切な食事の介助を計画的・組織的に行えるようにすることが必要である。

(2) 非常災害対策・防犯対策

【川崎市の解釈 9】（88ページ参照）

- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備えて消火設備等の必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の避難方法や、関係機関・団体への通報及び連絡体制を明確にし、それらを定期的に職員や保護者に周知することが求められている。また、設置者・管理者や職員は、こどもの障害種別や障害の特性に応じた災害時対応について、日頃から理解しておくことが重要である。なお、聴こえない又は聴こえにくいこどもや職員、保護者がいる場合は、併せて、視覚で分かる緊急サイレンや合図など、事前に準備しておくことが必要である。
- 設置者・管理者は、運営基準により、非常災害に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。訓練を行うに当たっては、地震や火事、風水害など非常災害の内容を明確にした上で、それぞれの災害に対する訓練を行うことが重要である。
- 設置者・管理者は、重大な災害の発生や台風の接近等により危険が見込まれる場合には、こどもの安全確保のために、状況に応じて事業所等を休所とする等の適切な対応を行う必要がある。このため、保護者と連絡体制や引き渡し方法等を確認しておくとともに、市町村の支援の下、保育所等の関係機関・団体との連絡体制を構築しておく必要がある。また、地震や風水害等の緊急事態に対して、重要な事業を継続又は早期に業務再開を図るための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、BCPに従い、職員に対して必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施することが必要である。BCPの策定に当たっては、「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参考にすること。
- 障害のあるこどもについては、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされており、その作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握する福祉専門職等の関係者の参画が極めて重要であるとされていることから、保護者のほか、相談支援事業所や主治医の参画が想定されるため、当該相談支援事業所等との間で、災害発生時の対応について綿密に意思疎通を図っておくことが重要であり、設置者・管理者は、職員に徹底する必要がある。
- 医療的ケアが必要なこどもに関する災害時の対応については、事業所の周辺環境から災害リスクを想定し、医療的ケアの内容やこどもの特性に応じて適切な災害対応を検討する必要がある。対応の検討に当たっては、「保育所における医療的ケア児の災害時対応ガイドライン」も参考にすること。
- 設置者・管理者は、外部からの不審者の侵入を含め、こどもが犯罪に巻き込まれないよう、事業所として防犯マニュアルの策定や、地域の関係機関・団体等と連携しての見守り活動、こども自身が自らの安全を確保できるような学びの機会など、防犯対策としての取組を行う必要がある。

(3) 緊急時対応

- 職員は、こどもの事故やケガ、健康状態の急変が生じた場合は、速やかに保護者、協力医療機関及び主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

- 設置者・管理者は、緊急時における対応方法についてのマニュアルを策定するとともに、職員が緊急時における対応方針について理解し、予め設定された役割を果たすことができるように訓練しておく必要がある。

また、設置者・管理者は、例えば、てんかんのあるこどもが急な発作を起こした場合に速やかに対応できるよう、個々のこどもの状況に応じて、緊急時の対応方法や搬送先等について個別のマニュアルを策定し、職員間で共有することも必要である。

- 職員は、医療的ケアを必要とするこども等の支援に当たっては、窒息や気管出血等、生命に関わる事態への対応を学び、実践できるようにしておく必要がある。
- 職員は、こどものケガや病気の応急処置の方法について、日頃から研修や訓練に参加し、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED（自動体外式除細動器）、「エピペン®」等の使用）に関する知識と技術の習得に努めることが必要である。また、緊急時の応急処置に必要な物品についても常備しておくことが重要であり、設置者・管理者は、AEDを設置することが望ましい。

（４） 安全管理対策

- 設置者・管理者は、運営基準により、設備の安全点検、職員やこども等に対する事業所外での活動・取組等を含めた事業所等での生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他の安全に関する事項について、安全計画を策定するとともに、職員に周知し、安全計画に従って研修及び訓練を定期的に行うことが求められている。また、保護者との連携が図られるよう、保護者に対して安全計画に基づく取組の内容を周知することも必要である。
- 設置者・管理者は、支援の提供中に起きる事故やケガを防止するために、安全計画の内容も踏まえ、事業所内や屋外の環境の安全性について、チェックリストを用いて点検するとともに、活動や事業所等の実情に応じ、リスクの高い場面（例えば、食事、プール、移動、送迎、屋外活動などの場面）において職員が気を付けるべき点や役割等を明確にした安全管理マニュアルを作成することが重要である。作成後は、これらに基づき、毎日点検し、必要な補修等を行い、危険を排除することが必要である。

また、職員は、衝動的に建物から出てしまうこども等もいるため、こどもの特性を理解した上で、必要な安全の確保を行うことが必要である。

- 活動場面によって注意すべき事項が異なるため、職員は、活動場所や内容等に留意した事故の発生防止に取り組むことが必要である。例えば、送迎、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事・おやつ中など、それぞれの場面に応じて具体的な注意喚起を促す必要がある。

- 設置者・管理者は、運営基準により、事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることが求められている。設置者・管理者は、指定権者である都道府県、支給決定の実施主体である市町村及び事業所等の所在する市町村が、どのような事故の場合に報告を求めているかや、事故が発生した場合にどのような方法により報告を求めているかについて、必ず都道府県や市町村のホームページ等で確認し、適切な対応を行う必要がある。なお、事故の種類を問わず、家族には、事故が発生した場合は必ず連絡を行い、こども本人や家族の気持ちを考え、誠意ある対応を行う必要がある。事業所等に

【川崎市の解釈 10】（88ページ参照）

においては、こうしたことを踏まえ、事故発生直後の初期対応の手順の明確化や、必要となる連絡先リストの作成等を行うことが必要となる。

- 設置者・管理者は、発生した事故事例の検証や、事故につながりそうなヒヤリ・ハット事例の情報を収集し、検証を行う機会を設けるとともに、事故原因の共有と再発防止の取組について、全ての職員に共有することが必要である。

- 設置者・管理者は、運営基準により、送迎や事業所外での活動のために自動車を運行する場合は、こどもの乗降時の際に点呼を行うなど、こどもの所在を確実に把握することができる方法により所在を確認するとともに、自動車にブザー等の安全装置を装備することが求められている。
【川崎市の解釈 11】（88ページ参照）

- 医療的ケアを必要とするこどもについては、人工呼吸器や痰の吸引機等の医療機器の電源の確保やバッテリー切れの防止、酸素ボンベや酸素チューブ、気管チューブ等の安全管理、アラームへの即時対応などに常に留意する必要がある。また、職員の見守り等により、こども同士の接触によるチューブの抜去などの事故の防止にも取り組む必要がある。

5. 適切な支援の提供

- 設置者・管理者は、設備や職員等の状況を総合的に勘案し、適切な支援の環境と内容が確保されるよう、障害のあるこどもの情緒面への配慮や安全性の確保の観点から、利用定員の規模や、室内のレイアウトや装飾等に心を配り、必要に応じて改善を図ることが必要である。

- 職員は、支援プログラムや児童発達支援の提供すべき支援の内容等について理解するとともに、児童発達支援計画に沿って、それぞれのこどもの障害種別、障害の特性、発達の段階、生活状況に細やかに配慮しながら支援を行うことが必要である。

- 職員は常に意思の疎通を図り、円滑なコミュニケーションが取れるようにすることが必要である。
【川崎市の解釈 12】（89ページ参照）

- 支援開始前には職員間で必ず打合せを実施し、その日行われる支援の内容や役割分担について把握することが必要である。

- 支援終了後に職員間で打合せを実施し、その日の支援の振り返りをし、こどもや家族との関わりで気づいた点や、気になった点について職員間で共有することも重要である。

- 職員は、その日行った支援の手順、内容、こどもの反応や気づきについて、記録をとらなければならない。また、日々の支援が支援目標や児童発達支援計画に沿って行われているか、記録に基づいて検証し、支援の改善や自らのスキルアップに繋げていく必要がある。

- なお、事業所等に通所しているこどもと保育所等に通園しているこどもが、一日の活動の中で一緒に過ごす時間を持ち、それぞれの職員が混合して支援を行うなど、一体的な支援を提供する場合は、障害のあるこどもの支援に支障がないように留意しながら取組を進める必要がある。詳細は、「保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について」（令和4年12月26日事務連絡）を参照すること。
【川崎市の解釈 13】（89ページ参照）

6. 保護者との関わり

職員は、こどもや保護者の満足感、安心感を高めるために、提供する支援の内容を保護者ととも

に考える姿勢を持ち、こどもや保護者に対する丁寧な説明を常に心がけ、こどもや保護者の気持ちに寄り添えるように積極的なコミュニケーションを図る必要がある。

(1) 保護者との連携

- 職員は、日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や発達上のニーズについて共通理解を持つことが重要である。このため、医療的ケアや介助の方法、適切な姿勢、気になること等について、連絡ノート等を通じて保護者と共有することが必要である。また、保護者の希望やニーズに応じて、こどもの行動変容を目的として、保護者がこどもの障害の特性やその特性を踏まえたこどもへの関わり方を学ぶペアレント・トレーニング等を活用しながら、共にこどもの育ちを支えられるよう支援したり、環境整備等の支援を行ったりすることが必要である。
- 設置者・管理者は、送迎時の対応について、事前に保護者と調整しておくことが必要である。また、事業所等内でのトラブルやこどもの病気・事故の際の連絡体制について、事前に保護者と調整し、その内容について職員間で周知徹底しておく必要がある。
- 設置者・管理者は、職員が行う保護者への連絡や支援について、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理することが必要である。

(2) こどもや保護者に対する説明等

職員は、こどもや保護者が児童発達支援を適切かつ円滑に利用できるよう、適切な説明を十分に行うとともに、必要な支援を行う責務がある。

① 運営規程の周知

- 設置者・管理者は、運営規程について、事業所内の見やすい場所に掲示する等により、その周知を図る必要がある。

【川崎市の解釈 14】（90ページ参照）

② こどもや保護者に対する運営規程や支援プログラム、児童発達支援計画の内容についての丁寧な説明

- 設置者・管理者は、こどもや保護者に対し、利用申込時において、運営規程や支援プログラム、支援の内容を理解しやすいように説明を行う必要がある。特に、支援の内容、人員体制（資格等）、利用者負担、苦情解決の手順、緊急時の連絡体制等の重要事項については文書化の上、対面で説明する。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の内容について、その作成時、変更時にこどもと保護者に対して丁寧に説明を行う必要がある。
- 聴こえない又は聴こえにくいこどもや保護者の場合には、これらの説明に際して、どのような方法による説明を希望するか確認の上、丁寧に対応することが求められる。

③ 家族に対する相談援助等

- 職員は、家族が相談しやすいような関係性や雰囲気をつくっていくことが必要である。

そのためには、日頃から家族と意思疎通を図りながら、信頼関係を構築していくことが重要である。

- 職員は、家族が悩みなどを自分だけで抱え込まないように、家族からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、家族の困惑や将来の不安を受け止め、専門的な助言を行うことも必要である。例えば、定期的な面談や訪問相談等を通じて、子育ての悩み等に関する相談援助を行ったり、こどもの障害特性についての理解が促されるような支援を行ったりすることが必要である。
- 職員は、父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催したりすることにより、保護者同士が交流して理解を深め、保護者同士のつながりを密にして、安心して子育てを行っていただけるような支援を行うことが必要である。また、「家族支援」は、対象を保護者に限った支援ではなく、きょうだいや祖父母等への支援も含まれる。特にきょうだいは、心的負担等から精神的な問題を抱える場合も少なくないため、例えば、きょうだい向けのイベントを開催する等の対応を行っていくことも必要である。
- 設置者・管理者は、職員に対して、定期的な面談や家族に対する相談援助を通じた「家族支援」について、その適切な実施を促すとともに、随時報告を受けることや記録の確認等により、把握・管理する必要がある。

④ 苦情解決対応

- 設置者・管理者は、児童発達支援に関するこどもや家族からの苦情（虐待に関する相談を含む。）について、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口や苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の設置、解決に向けた手順の整理等、迅速かつ適切に解決が図られる仕組みを構築することが必要である。
- 設置者・管理者は、苦情受付窓口について、こどもや家族に周知するとともに、第三者委員を設置している場合には、その存在についても、こどもや家族に周知する必要がある。
- 設置者・管理者は、苦情解決責任者として、迅速かつ適切に対応する必要がある。
- 苦情が発生した場合の迅速かつ適切な対応は重要であるが、苦情につながる前にリスクマネジメントをすることで防ぐことが可能な苦情もあることから、苦情になる前のリスクマネジメントを行うことも重要である。
- 暴行、脅迫、ひどい暴言、不当な要求等の著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）等についても、その対策について検討することが必要である。

⑤ 適切な情報提供

- 事業所等は、定期的に通信等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや家族に対して発信することが必要である。
- こどもや家族に対する情報提供に当たっては、視覚障害や聴覚障害等の障害種別に応じて、手話等による情報伝達を行うなど丁寧な配慮が必要である。

7. 地域に開かれた事業運営

- 設置者・管理者は、地域住民の事業所等に対する理解の増進や地域のこどもとしての温かい見守り、地域住民との交流活動の円滑な実施等の観点から、ホームページや会報等を通じて、事業所等の活動の情報を積極的に発信することや、事業所等の行事に地域住民を招待することなど、地域に開かれた事業運営を図ることが必要である。
- 実習生やボランティアの受入れは、事業所等と実習生やボランティア双方にとって有益であり、設置者・管理者は、積極的に対応することが望ましい。ただし、実習生やボランティアの受入れに当たっては、事故が起きないように適切な指導を行う等の対応が必要である。また、実習生やボランティアが、事業所等の理念や支援の内容、障害のあるこどもに対する支援上の注意事項等をしっかりと理解し、適切に対応できるよう、丁寧に説明することが必要である。

8. 秘密保持等

- 設置者・管理者は、職員等（実習生やボランティアを含む。以下同じ。）であった者が、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、誓約書の提出や雇用契約に明記するなど、必要な措置を講じなければならない。
- 職員は、関係機関・団体にこどもや家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により保護者等の同意を得ておかなければならない。また、ホームページや会報等にこども又は家族の写真や氏名を掲載する際には、保護者等の許諾を得ることが必要である。
- 職員等は、その職を辞した後も含めて、正当な理由がなく業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

9. 職場倫理

- 職員は、倫理規範を尊重し、常に意識し、遵守することが求められる。また、支援内容の質の向上に努めなければならない。これは、児童発達支援で活動する実習生やボランティアにも求められることである。
- 職員に求められる倫理として、次のようなことが考えられる。

- ・ こどもの人権尊重と権利擁護、こどもの個人差への配慮に関すること。
- ・ 性別、国籍、信条又は社会的な身分による差別的な取扱いの禁止に関すること。
- ・ こどもに身体的・精神的苦痛を与える行為の禁止に関すること。
- ・ 個人情報の取扱いとプライバシーの保護に関すること。
- ・ こどもや家族、地域住民への誠意ある対応と信頼関係の構築に関すること。

- 職員は、こどもに直接関わる大人として身だしなみに留意することが求められる。

第7章 支援の質の向上と権利擁護

1. 支援の質の向上への取組

児童福祉法第21条の5の18第2項の規定により、事業者は、その提供する障害児通所支援の

質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児通所支援の質の向上に努めなければならない。そのためには、設置者・管理者は、自己評価の実施と評価結果に基づく改善を行うとともに、「第三者評価共通基準ガイドライン（障害者・児福祉サービス解説版）」等により、第三者による外部評価を活用することも有効である。

また、適切な支援を安定的に提供するとともに、支援の質を向上させるためには、支援に関わる人材の知識・技術を高めることが必要であり、そのためには、設置者・管理者は、様々な研修の機会を確保するとともに、知識・技術の習得意欲を喚起することが重要である。

さらに、職員が事業所等における課題について共通理解を深め、協力して改善に努めることができる体制を構築するためには、日常的に職員同士が主体的に学び合う姿勢が重要である。そのため、設置者・管理者は、事業所等において職場研修を実施し、職員は当該研修を通じて、常に自己研鑽を図る必要がある。

加えて、設置者・管理者は、職員が外部で行われる研修等へ積極的に参加できるようにし、職員が必要な知識・技術の習得、維持及び向上を図ることができるようにする必要がある。

（１） 職員の知識・技術の向上

- 職員の知識・技術の向上は、児童発達支援の内容の向上に直結するものであり、職員の知識・技術の向上の取組は、設置者・管理者の重要な管理業務の一つである。
- 設置者・管理者は、職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、その計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保することが必要である。資質の向上の支援に関する計画の策定に際しては、職員を積極的に参画させることが必要である。
- 児童発達支援を適切に提供する上で、児童発達支援に期待される役割、障害のあるこどもの発達の段階ごとの特性、障害種別・障害の特性、こどもと家族に対する適切なアセスメントと支援の内容・方法、関連する制度の仕組み、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者権利条約の内容等を理解することが重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした知識の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。
- 障害種別・障害の特性に応じた支援や発達の段階に応じた支援、家族支援等に係る適切な技術を職員が習得することが、こどもの発達支援や二次障害の予防、家庭養育を支えるといった視点から重要であり、設置者・管理者は、職員に対してこうした技術の習得に向けた意欲を喚起する必要がある。

（２） 研修の受講機会等の提供

- 設置者・管理者は、職員の資質の向上を図るため、研修の実施等を行う必要がある。具体的には、自治体や児童発達支援センター、障害児支援関係団体が実施する研修等への職員の参加、事業所等における研修会や勉強会の開催（本ガイドラインを使用した研修会や勉強会等）、事業所等に講師を招いての研修会の実施、職員を他の事業所等に派遣しての研修、事業所内における職員の自己研鑽のための図書の整備等が考えられる。また、医療的ケアが必要なこどもや重症心身障害のあるこどもに対し、適切な支援が行われるよう、職員に喀痰吸引等の研修を受講させることが必要である。さらに、強度度行動障害を有するこどもに対し、

適切な支援が行われるよう、強度行動障害支援者養成研修や中核的人材養成研修を受講させることも必要である。

- 児童発達支援管理責任者は、職員に対する技術指導及び助言を行うことも業務となっており、設置者・管理者は、事業所内における研修の企画等に当たっては、児童発達支援管理責任者と共同して対応していくことが必要である。

(3) 児童発達支援センターによるスーパーバイズ・コンサルテーションの活用

- 児童発達支援センターには、地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能（支援内容等の助言・援助）を有することが求められており、対応が難しいこどもや家族をはじめ、個別ケースへの支援も含めた障害児通所支援事業所全体への支援が行われることが期待される。具体的には、直接個別の事業所に訪問して行うものや、事業所が児童発達支援センターを来訪して行うものなど、様々な方法が考えられる。
- 地域の障害児通所支援事業所においては、児童発達支援センターとの連携を図りながら、スーパーバイズ・コンサルテーションを受けることにより、支援の質の向上につなげていくことが望ましい。
- スーパーバイズ・コンサルテーションを効果的に活用するためには、提供する児童発達支援センターとこれを受ける事業所の相互理解や信頼関係の構築が重要であり、相互が理念や支援の手法を明確にして取り組んでいくことが必要である。
- 詳細は、追って示す「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」を参照すること。

2. 権利擁護

障害のあるこどもの支援に当たっては、こどもの権利条約、障害者権利条約、こども基本法、児童福祉法等が求めるこどもの最善の利益が考慮される必要がある。特に、障害のあるこどもが、自由に自己の意見を表明する権利及びこの権利を実現するための支援を提供される権利を有することを認識することが重要である。具体的には、職員は、こどもの意向の把握に努めること等により、こども本人の意思を尊重し、こども本人の最善の利益を考慮した支援を日々行う必要があり、詳細は、追って示す「障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き」を参照すること。

また、障害のあるこどもの権利擁護のために、虐待等のこどもの人権侵害の防止に関する次のような取組も積極的に行っていくことが必要である。

【川崎市の解釈 15】（92ページ参照）

(1) 虐待防止の取組

- 設置者・管理者は、運営基準により、虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ること、職員に対する虐待の防止のための研修を定期的に実施すること、これらの措置を適切に実施するための担当者を置くことが求められている。
- 設置者・管理者は、職員によるこどもに対する虐待を防止するため、虐待防止委員会の設置など、必要な体制の整備が求められる。

虐待防止委員会の責任者は、通常、管理者が担うこととなる。虐待防止委員会を組織的に機能させるために、苦情解決の第三者委員等の外部委員を入れてチェック機能を持たせるとともに、児童発達支援管理責任者等、虐待防止のリーダーとなる職員を虐待防止マネージャーとして配置し、研修や虐待防止チェックリストの実施など、具体的な虐待防止への取組を進めることが必要である。

- 設置者・管理者は、職員に対し、虐待防止啓発のための定期的な研修を実施し、又は自治体の実施する研修を受講させるほか、自らが虐待防止のための研修を積極的に受講すること等により、児童虐待の防止等に関する法律（平成 12 年法律第 82 号。以下「児童虐待防止法」という。）及び障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）について理解し、虐待防止の取組を進める必要がある。特に、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」は必ず読むようにすること。

また、自治体の実施する虐待防止や権利擁護に関する研修を受講した場合には、事業所等で伝達研修を実施することが重要である。

- 職員からの虐待（特に性的虐待）は、密室化した場所で起こりやすいことから、設置者・管理者は、送迎の車内を含め、密室化した場所を極力作らないよう、常に周囲の目が届く範囲で支援を実施できるようにする必要がある。実習生やボランティアの受入れや地域住民との交流を図ることなどを通じて、第三者の目が入る職場環境を整えることも重要である。
- 児童対象性暴力等がこどもの権利を著しく侵害し、こどもの心身に生涯にわたって回復し難い重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童等に対して教育、保育等の役務を提供する事業を行う立場にある学校設置者等及び認定を受けた民間教育保育等事業者が、教員等及び教育保育等従事者による児童対象性暴力等の防止の措置を講じることを義務付ける「学校設置者等及び民間教育保育事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和 6 年法律第 69 号。以下「こども性暴力防止法」という。）が令和 6 年通常国会において成立し、公布の日（令和 6 年 6 月 26 日）から起算して 2 年 6 月を超えない範囲において政令で定める日より施行される。

講ずべき措置について、具体的には、教員等の研修やこどもとの面談、こどもが相談を行いやすくするための措置等及び教員等としてその業務を行わせる者についての特定性犯罪前科の有無の確認等をしなければならず、これらの措置について、認可保育所等や障害児入所施設のほか、指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援）は義務の対象とされ、児童福祉法上の届出対象の事業や認可外保育施設、総合支援法に規定される障害児を対象とする事業（居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所及び重度障害者等包括支援事業）は、認定を受けた場合は、学校設置者等が講ずべき措置と同等のものを実施しなければならない。今後、施行までに現場の声を聴きながら、対象となる従事者や具体的な措置の内容等について検討していく。

- 職員から虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合（相談を受けて虐待と認識した場合を含む。）、その者は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、児童

発達支援の通所給付決定をした市町村の窓口に通報する必要がある。事業所等の中だけで事実確認を進め、事態を収束させることなく、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進める必要がある。

- 職員は、保護者による虐待を発見しやすい立場にあることを認識し、こどもの状態の変化や家族の態度等の観察、情報収集により、虐待の早期発見に努める必要がある。また、保護者に対する相談支援やカウンセリング等により、虐待の未然防止に努めることが重要である。
- 職員は、保護者による虐待を発見した場合は、児童虐待防止法第6条に規定されている通告義務に基づき、市町村、都道府県の設置する福祉事務所又は児童相談所等へ速やかに通告する必要がある。虐待等により福祉的介入が必要とされるケースについては、市町村等が設置する要保護児童対策地域協議会等を活用しながら、児童相談所やこども家庭センター、児童家庭支援センター、市町村の児童虐待対応窓口、保健所等の関係機関・団体と連携して対応を図っていくことが求められる。

(2) 身体拘束への対応

- 職員が自分の体でこどもを押さえつけて行動を制限することや、自分の意思で開けることのできない居室等に隔離すること等は身体拘束に当たり、運営基準により、障害のあるこどもや他の障害のあるこどもの生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、禁止されている。
- 設置者・管理者は、身体拘束等の適正化を図る措置（①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施）を講じる必要がある。
- やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件を全て満たすことが必要となるが、身体拘束の検討が必要なケースについては、代替性がないか等について慎重に検討した上で、それでもなお、身体拘束を行わざるを得ない事態が想定される場合には、いかなる場合にどのような形で身体拘束を行うかについて、設置者・管理者は組織的に決定する必要がある。また、児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画に、身体拘束が必要となる状況、身体拘束の態様・時間等について、こどもや保護者に事前に十分に説明をし、了解を得た上で記載することが必要である。
- 身体拘束を行った場合には、設置者・管理者は、身体拘束を行った職員又は児童発達支援管理責任者から、その様態・時間、その際のこどもの心身の状況、緊急やむを得ない理由等について報告を受けるとともに、記録を行うことが必要である。なお、必要な記録がされていない場合は、運営基準違反となることを認識しておく必要がある。

(3) その他

【川崎市の解釈 16】（93ページ参照）

- 設置者・管理者は、こどもの権利擁護に関する研修会を実施するなど、職員がこどもの人権や意思を尊重した支援を行うために必要な取組を進めることが必要である。